

茅ヶ崎市みどりの基本計画

生物多様性ちがさき戦略（案）

注)本計画書での元号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 の構成

序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 について

1. 計画の基本的な考え

- () 「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の統合について
- () 目標 次 平 40
- () 計画の対象地域 茅ヶ崎市全域
- (4) 計画の位置づけ
- (5) 本計画における「みどり」と「グリーンインフラストラクチャー」

・本計画では、みどりの多様な機能と得られる効果に着目し、みどりを「グリーンインフラストラクチャー」ととらえたまちづくりを推進します。このような取組により、良好な都市環境の形とともに生物多様性の保全などにも貢献していきます。

・「みどり」とは

「みどり」を樹林や農地、水辺、公園、海岸、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。多様なみどりがあることで豊かな生態系が形 されます。

・「グリーンインフラストラクチャー」とは「グリーンインフラストラクチャー」を「社会資本整備や土地利用などのまちづくりにおいて、みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを支えるもの」とします。

2. 計画の背景と目的

- () 計画の背景
 - ・SDGs 採択、国土形 計画・国土利用計画の策定、根拠法の改正
- () 計画の目的
 - ・社会情勢の変化への対応、前計画での課題への対応
- () 本市のこれまでの取組
 - ・前計画での取組、自然環境評価調査、みどりと「茅ヶ崎らしさ」

3. 「生物多様性」とは

- () 生きものの進化と生物多様性
- () 3つのレベルの生物多様性
- () 生物多様性がもたらす恵み
- (4) 生物多様性の危機

第1章 茅ヶ崎市のみどりの現況

1. 市の概要

- () 位置と面積 () 人口
- () 産業 (4) 土地利用

2. みどりの概要

- () 気候 () 地形と地質 () 水系
- (4) 市内のみどり (5) 立地ごとのみどりの特性

3. 本市の生物多様性の特性

- () 生きものの生息・生育環境
- () 生きものの生息・生育状況
- () 暮らしを支える生物多様性

4. 市民のみどりに対する意識

- () 市民アンケート
- () 市民団体ヒアリング
- () 事業者アンケート

5. みどりの課題

- () 人々が身近にふれあうみどりの充実
- () 生きものが生息・生育するみどりの確保
- () みどりと人々がであう協働のしくみづくり

第2章 計画の目標

1. みどりの将来像

「人と生きものが共生する
みどりのネットワーク」

2. 基本理念

「私たちの生活と
生物多様性を支えるみどりを
協働により次世代に継承します」

3. 基本方針

- () 人々が身近にふれあうみどりの充実
- () 生きものが生息・生育するみどりの確保
- () みどりと人々がであう協働のしくみづくり

4. 計画の進捗状況を確認する指標

- () 緑地の確保量
- () 重要度が高い自然環境における指標種の確認状況
- () みどりや生物多様性に関する市民の意識

第3章 みどりの配置方針

1. 基本方針

2. 周辺市町の計画

3. 機能別の配置方針

- ()環境保全機能からみたみどりの配置方針
- ()レクリエーション機能からみたみどりの配置方針
- ()防災・減災機能からみたみどりの配置方針
- (4)景観形 機能からみたみどりの配置方針
- (5)みどりの総合的な配置方針

4. 都市公園の整備及び管理方針

- ()レクリエーション拠点機能を持つ公園
- ()身近な公園
- ()公園施設長寿命化と計画的な管理の推進
- (4)協働による管理運営の推進

5. その他施設緑地の整備及び管理方針

- ()公共施設緑地の整備及び管理方針
- ()民間施設緑地の整備方針

第4章 施策の方針

1. 施策の体系

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実		
	①公園整備の推進 ②公園施設長寿命化や公園リニューアル ③公共施設のみどりの充実 ④学校のみどりの充実 ⑤道路のみどりの充実 ⑥民有地のみどりの充実	⑦都市拠点のみどりの充実 ⑧防災・減災機能を持つみどりの充実 ⑨景観・文化資源を形成するみどりの充実 ⑩河川のみどりの充実 ⑪海岸のみどりの充実 ⑫農地のみどりの充実
(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保		
	⑬特に重要度が高い自然環境の確保 ⑭生きものが生息・生育するみどりの確保 ⑮絶滅危惧種対策	⑯外来種対策 ⑰自然環境評価調査の実施
(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり		
	⑱庁内及び関係機関との連携 ⑲生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり ⑳市民との連携 ㉑教育機関との連携 ㉒事業者との連携	㉓人材育成 ㉔資金の充実 ㉕進行管理

2. 施策の概要

3. 重点的に進める事業

第5章 地区別計画

1. 地区別計画とは

2. 地域ごとの基本方針

- ()北部丘陵地域 ()中部地域
- ()海岸地域 (4)中心市街地地域

3. みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画

- ()特別緑地保全地区の計画
- ()保全配慮地区の計画
- ()緑化重点地区の計画
- (4)みどりの保全地区の指定方針

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民・事業者・行政の協働の推進

2. 計画の適切な進行管理

- ()進行管理 ()計画の評価

3. 計画の実効性を高めていくためには

<目 次>

序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略について.....	1
1. 計画の基本的な考え.....	2
(1) 「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の統合について.....	2
(2) 目標年次.....	3
(3) 計画の対象地域.....	3
(4) 計画の位置づけ.....	3
(5) 本計画における「みどり」と「グリーンインフラストラクチャー」.....	4
2. 計画の背景と目的.....	7
(1) 計画の背景.....	7
(2) 計画の目的.....	10
(3) 本市のこれまでの取組.....	10
3. 「生物多様性」とは.....	14
(1) 生きものの進化と生物多様性.....	14
(2) 3つのレベルの生物多様性.....	15
(3) 生物多様性がもたらす恵み.....	16
(4) 生物多様性の危機.....	18
第1章 茅ヶ崎市のみどりの現況.....	19
1. 市の概要.....	20
(1) 位置と面積.....	20
(2) 人口.....	20
(3) 産業.....	21
(4) 土地利用.....	21
2. みどりの概要.....	22
(1) 気候.....	22
(2) 地形と地質.....	22
(3) 水系.....	22
(4) 市内のみどり.....	23
(5) 立地ごとのみどりの特性.....	26
3. 本市の生物多様性の特性.....	32
(1) 生きものの生息・生育環境.....	32
(2) 生きものの生息・生育状況.....	34
(3) 暮らしを支える生物多様性.....	40

4. 市民のみどりに対する意識	44
(1) 市民アンケート	44
(2) 市民団体ヒアリング	46
(3) 事業者アンケート	48
5. みどりの課題	49
(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実	49
(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保	49
(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり	50
第2章 計画の目標	51
1. みどりの将来像	53
2. 基本理念	54
3. 基本方針	54
基本方針（1）人々が身近にふれあうみどりの充実	55
基本方針（2）生きものが生息・生育するみどりの確保	61
基本方針（3）みどりと人々がであう協働のしくみづくり	62
4. 計画の進捗状況を確認する指標	63
(1) 緑地の確保量	63
(2) 重要度が高い自然環境における指標種の確認状況	64
(3) みどりや生物多様性に関する市民の意識	65
第3章 みどりの配置方針	67
1. 基本方針	68
2. 周辺市町の計画	69
3. 機能別の配置方針	70
(1) 環境保全機能からみたみどりの配置方針	70
(2) レクリエーション機能からみたみどりの配置方針	72
(3) 防災・減災機能からみたみどりの配置方針	74
(4) 景観形成機能からみたみどりの配置方針	76
(5) みどりの総合的な配置方針	78
4. 都市公園の整備及び管理方針	80
(1) レクリエーション拠点機能を持つ公園	80
(2) 身近な公園	80
(3) 公園施設長寿命化と計画的な管理の推進	82
(4) 協働による管理運営の推進	82

5. その他施設緑地の整備及び管理方針	83
(1) 公共施設緑地の整備及び管理方針	83
(2) 民間施設緑地の整備方針	83
第4章 施策の方針	85
1. 施策の体系	86
2. 施策の概要	87
(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実	87
(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保	91
(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり	95
3. 重点的に進める事業	99
第5章 地区別計画	101
1. 地区別計画とは	102
2. 地域ごとの基本方針	103
(1) 北部丘陵地域	103
(2) 中部地域	105
(3) 海岸地域	109
(4) 中心市街地地域	112
3. みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画	114
(1) 特別緑地保全地区の計画	115
(2) 保全配慮地区の計画	118
(3) 緑化重点地区の計画	121
(4) みどりの保全地区の指定方針	124
第6章 計画の推進に向けて	125
1. 市民・事業者・行政の協働の推進	126
2. 計画の適切な進行管理	128
(1) 進行管理	128
(2) 計画の評価	129
3. 計画の実効性を高めていくためには	130

参考資料	131
1. 用語解説	132
2. 改定作業の背景	142
(1) 改定作業スケジュール	142
(2) みどり審議会などの審議経過	142
(3) パブリックコメント	142
3. 関連計画等	143
(1) 関連計画の策定等	143
(2) 根拠法の改正等	143
(3) 都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」の 対象となる緑地	144
4. 茅ヶ崎らしさの調査	145
(1) 茅ヶ崎らしさの調査の経緯	145
(2) 調査の概要	145
(3) 調査の方法	146
(4) 調査結果概要	147
(5) 茅ヶ崎らしさとは	149
(6) 茅ヶ崎らしさを高めるために	150
5. 市民意見	151
(1) 市民アンケート	151
(2) 市民団体ヒアリング	158
(3) 事業者アンケート	167
6. 緑地面積総括表	174

序章

茅ヶ崎市みどりの基本計画

生物多様性ちがさき戦略 について

生きもの紹介



マルバズミレ

3～5月に白や薄紫色の花を咲かせます。
市内では北部丘陵の谷戸などで見られます。

イラスト 森上義孝

序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画

生物多様性ちがさき戦略について

1. 計画の基本的な考え

(1) 「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の統合について

これまで「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、緑化の推進とともに自然環境評価調査の結果などを基にした生物多様性の保全に関する取組を進めてきました。こうした取組をより一層推進するため、「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」を統合しました。

みどりには人の生活を支える機能や生きものの生息・生育環境としての機能など、多様な機能があり、お互いに関連していることを踏まえて計画を策定しました。

1) 「みどりの基本計画」とは

都市緑地法第 4 条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(以下「みどりの基本計画」という。)であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするみどりの総合的計画です。市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するものです。

なお、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(国土交通省 2018)では、みどりの基本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけ、一本化することも一つの手法とされています。

2) 「生物多様性地域戦略」とは

生物多様性基本法第 13 条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」(以下「生物多様性地域戦略」という。)であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組を進めるための計画です。

なお、「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」(環境省 2014)では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。



(2) 目標年次

本計画の計画年次は、平成 31 年(2019 年)から平成 40 年(2028 年)の 10 年間とし、平成 40 年(2028 年)を目標年次とします。

(3) 計画の対象地域

計画の対象地域は茅ヶ崎市全域（海岸法による海岸保全区域を含む）とします。

生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めていくためには、高座丘陵（以下、北部丘陵と呼びます）などの自然環境が残された地域だけでなく、市街化が進んだ地域も含めた対象地域全体が、生物多様性に配慮したものである必要があります。

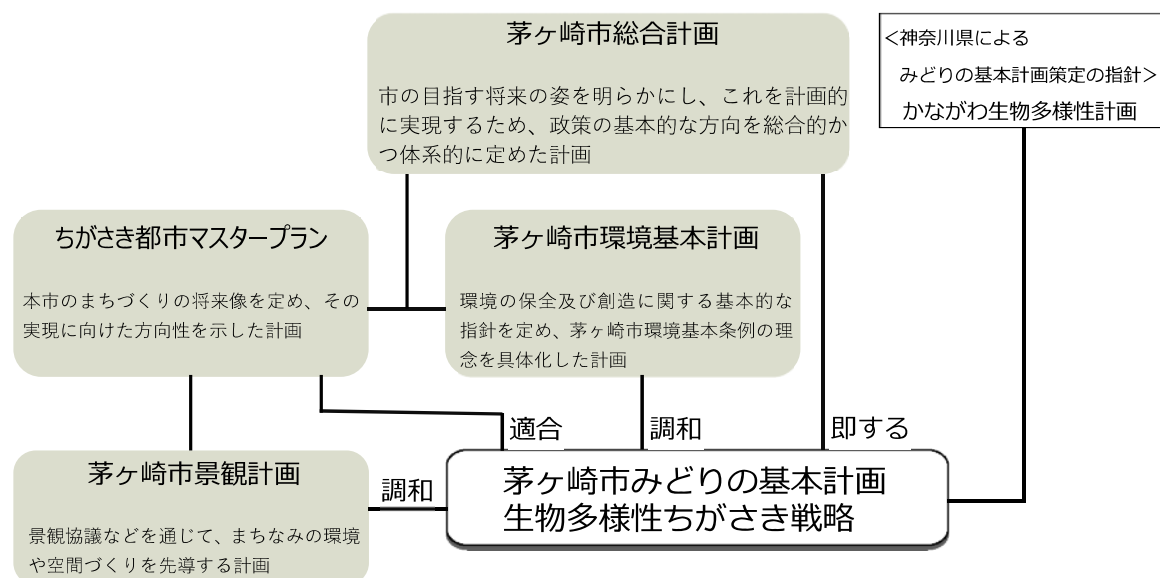
参考：「参考資料 3. 関連計画等 (3) 都市緑地法第 4 条に規定されている「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」の対象となる緑地」

(4) 計画の位置づけ

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」を上位計画とし、関連計画である都市計画法に基づく「ちがさき都市マスタープラン」と適合するとともに、景観法に基づく「茅ヶ崎市景観計画」や茅ヶ崎市環境基本条例に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」と調和を図っています。

特に、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての考え方を、関連施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」においても共有します。

なお、神奈川県「かながわ生物多様性計画」は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であるとともに、市町村が策定する「みどりの基本計画」の指針となっています。



計画の位置づけ

(5) 本計画における「みどり」と「グリーンインフラストラクチャー」

みどりは樹林や草地などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境であり、人々の生活を支える基盤にもなっています。

本計画では、みどりの多様な機能と得られる効果に着目し、みどりを「グリーンインフラストラクチャー」ととらえたまちづくりを推進します。このような取組により、良好な都市環境の形とともに生物多様性の保全などにも貢献していきます。

また、本市には北部丘陵の谷戸や農地、河川、海岸、公園、住宅地の庭などの多様なみどりと、それぞれに様々な生きものが生息・生育し、互いに複雑に関わりあって豊かな生態系を形していることから、本市の生物多様性の特徴を踏まえた計画とします。

1) 「みどり」とは

本計画では「みどり」を樹林や農地、水辺、海岸、公園、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境とします。多様なみどりがあることで豊かな生態系が形されます。

また、みどりには、環境保全機能(生きものの生息・生育環境の保全、温室効果ガスの吸収、ヒートアイランド現象の緩和など)、レクリエーション機能(自然とのふれあいやスポーツ、遊び場など)、防災・減災機能(水害などの自然災害軽減、延焼遅延など)、景観機能(自然景観の形、歴史的まちなみの形など)などの多様な機能があります。これらの多様な機能を発揮させることにより、健康増進やコミュニティの醸成、観光振興をはじめとする経済活動などの様々な効果が得られ、人々の暮らしを支える基盤ともなっています。

2) 「グリーンインフラストラクチャー」とは

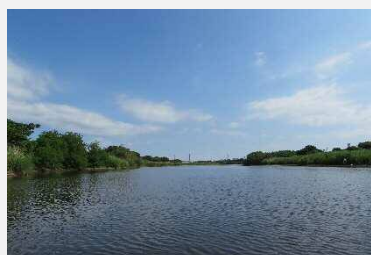
本計画では「グリーンインフラストラクチャー」を「社会資本整備や土地利用などにおいて、みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを支えるもの」とします。

グリーンインフラストラクチャーは、みどりが有する多様な機能だけでなく、みどりから得られる多様な効果にも着目し、環境だけでなく社会や経済などの幅広い分野に貢献できるものです。



序章

茅ヶ崎市みどりの基本計画
生物多様性ちがさき戦略



良好な景観を形成する
河川



多様な生きものの生息・
生育環境となる谷戸



健康増進・レクリエーシ
ョン機能をもつ公園



延焼遅延機能をもつ
街路樹



雨水浸透機能をもつ農地



防風、飛砂防備機能をもつ海岸林

グリーンインフラストラクチャーの例

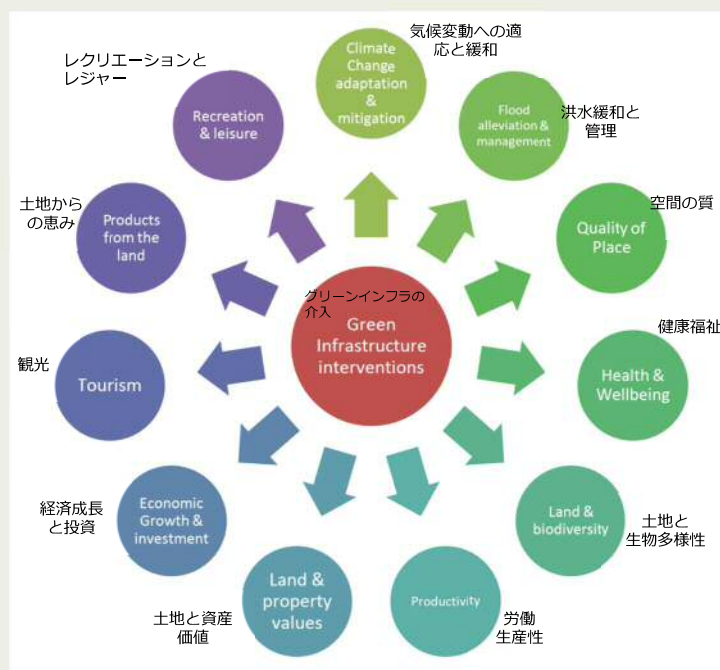
コラム 今後期待されるグリーンインフラストラクチャーの活用

グリーンインフラストラクチャーという言葉は、欧米では 1990 年代から盛んに使われるようになり、アメリカでは水政策（集中豪雨や洪水への対策）の一環としての役割、欧州では経済・社会・環境に資する幅広い役割が期待されています。国際会議などでもグリーンインフラストラクチャーの概念が取り上げられており、平成 28 年(2016 年)の G7 伊勢志摩サミットでも＜原則 4 国家及び地域レベルにおける気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性との確保＞が掲げられ、その中で言及されています。

日本では平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災をきっかけに、生態系がもたらす防災・減災機能が注目されました。その後、平成 27 年(2015 年)にはグリーンインフラストラクチャーという用語が、「国土形成計画（全国計画）」、「国土利用計画（全国計画）」、「社会資本整備重点計画」に書き込まれました。「国土形成計画」においては、社会資本整備や土地利用におけるグリーンインフラストラクチャーの考え方や手法に関する検討を行うとともに、多自然川づくり、緑の防潮堤及び延焼防止などの機能を有する公園緑地の整備等、様々な分野においてグリーンインフラストラクチャーに関する取組を推進することとされています。

このように地域における社会・経済への多様な機能や効果をもたらすとともに、様々な課題を解決するための手段としても期待されています。

下図は、グリーンインフラストラクチャーにおける多様な機能や効果(気候変動への適応と緩和や健康と福祉、観光など)を示したものです。



グリーンインフラストラクチャーにおける多様な機能や効果

出典：Mersey Forest(2010)「LIVERPOOL GREEN INFRASTRUCTURE STRATEGY TECHNICAL DOCUMENT(リバプール市グリーンインフラストラクチャー戦略)」

http://www.greeninfrastructurenw.co.uk/liverpool/Technical_Document.pdf 一部追記



2. 計画の背景と目的

(1) 計画の背景

1) みどりをめぐる動向

前計画が策定された平成 21 年（2009 年）以降、地球規模での環境問題がますます深刻化する中で、みどりを取りまく社会情勢が大きく変化しているとともに、人口減少・少子高齢化の進行に対応したみどりの管理などの新たな担い手の育成や健康増進に寄与する取組などが求められています。こうしたことを踏まえて、国の新たな政策や関連計画が定められるとともに、都市緑地法をはじめとするみどりに関わる法律や制度の改正などがなされています。

持続可能な開発目標 SDGs の採択 「持続可能な開発目標 SDGs」 平成 28 年(2016 年)11 月発効	国際社会共通の目標の達成
国土形成計画・国土利用計画策定 国土形成計画（全国計画）平成 27 年(2015 年)8 月閣議決定	コンパクト+ネットワーク化 グリーンインフラストラクチャーへの注目
根拠法の改正等 「都市緑地法等の一部を改正する法律」 平成 29 年(2017 年)6 月施行	農地をみどりとして位置づけ 民間活力を活かしたみどり豊かなまちづくりの推進

参考：「参考資料 3. 関連計画等（1）関連計画の策定等（2）根拠法の改正等」

2) 生物多様性をめぐる動向

現在、私たちの生活を支えている生物多様性が地球規模で失われつつあることを踏まえ、平成 20 年（2008 年）に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と持続可能な利用に関しては生物多様性国家戦略を基本とすること、都道府県・市町村も国家戦略を基本として生物多様性地域戦略を策定するよう努めなければならないことが規定されました。

平成 22 年(2010 年)には、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略である「生物多様性国家戦略 2010」が策定され、中長期目標（2050 年）と短期目標（2020 年）を掲げ、COP10 の日本開催を踏まえた国際的な取組を推進することが規定されました。

こうした動きを受けて、神奈川県は、平成 28 年（2016 年）に従来の「神奈川みどり計画」を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を策定しました。本市は「かながわ生物多様性計画」において、「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」、「河川・湖沼及び沿岸エリア」に位置づけられており、関係する主な生態系は「都市生態系」、「里山・農地生態系」、「陸水生態系と沿岸域エリア」とされています。本計画は、こうした生物多様性をめぐる動向、「かながわ生物多様性計画」を踏まえて策定しました。

生物多様性をめぐる動向

年	世 界	国・県
平成 4 年 (1992 年)	地球サミット（リオ・デ・ジャネイロ）生物多様性条約	
平成 5 年 (1993 年)		生物多様性条約
平成 7 年 (1995 年)		生物多様性国家戦略
平成 14 年 (2002 年)	COP6(ハーグ) ・ 2010 年目標	新生物多様性国家戦略 自然再生推進法
平成 17 年 (2005 年)	ミレニアム生態系評価発表	外来生物法
平成 18 年 (2006 年)		第三次環境基本計画
平成 19 年 (2007 年)		第三次生物多様性国家戦略
平成 20 年 (2008 年)	TEEB 中間報告発表	生物多様性基本法
平成 21 年 (2009 年)		日本経団連生物多様性宣言発表 生物多様性民間参画ガイドライン公表
平成 22 年 (2010 年)	第 10 回締約国会議 COP10(名古屋) ・ 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び 愛知目標 ・ 国連生物多様性の 10 年	生物多様性地域連携促進法 生物多様性国家戦略 2010 策定
平成 23 年 (2011 年)		都市緑地法運用指針（改正）
平成 24 年 (2012 年)	国連持続可能な開発会議（リオ+20） COP11（ハイデラバード） ・ 都市の生物多様性の重要性を強調調	第四次環境基本計画 生物多様性国家戦略 2012-2020 環境教育推進法（改正）
平成 28 年 (2016 年)	COP13 カンクン宣言	かながわ生物多様性計画
平成 30 年 (2018 年)		<u>第五次環境基本計画</u>



出典：神奈川県（平成 28 年(2016 年)）「かながわ生物多様性計画」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/p1042709.html> 一部追記



コラム 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : S D G s)とは？

7 (0 5)、国連総会において、ミレニアム開発目標に代わる 4 (0 0) までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。 2016 (2 0 1 6) から 2030 (2 0 3 0) までの国際社会共通の目標として、 17 のゴールと 169 のターゲットが定められています。これは、先進国を含む全ての国に適用され、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となるものです。我が国における環境分野での取組として、環境省では気候変動、持続可能な消費と生産など（循環型社会形成の取組など）の分野において国内外における施策を積極的に展開していくとしています。

17 のゴール

(囲み文字は環境省が示している、少なくとも環境に関連している 12 のゴール)

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1. 貧困の撲滅 | 2. 飢餓撲滅、 食料安全保障 |
| 3. 健康・福祉 | 4. 万人への 質の高い教育 、生涯学習 |
| 5. ジェンダー平等 | 6. 水・衛生 の利用可能性 |
| 7. エネルギー へのアクセス | 8. 包摂的で 持続可能な経済成長 、雇用 |
| 9. 強靱なインフラ、 工業化・イノベーション | 10. 国内と国家間の不平等の是正 |
| 11. 持続可能な 都市 | 12. 持続可能な消費と生産 |
| 13. 気候変動 への対処 | 14. 海洋 と海洋資源の保全・持続可能な利用 |
| 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 | 16. 平和で包摂的な社会の促進 |
| 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化。 | |



SDGs の “wedding cake”

出典：コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP

<https://www.conservation.org/global/japan/Pages/naturalcapitalprotocol.aspx>

原図：Johan Rockström and Pavan Sukhdev

(2) 計画の目的

前計画での計画期間が 0 度（08 度）をもって終了することから、40 度（08 度）に向けて行動すべき事項を検討し、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」を策定しました。

策定にあたっては、前計画からの課題や生物多様性の保全へ対応するとともに、人口減少や少子高齢化の進行や生物多様性保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化にも対応するため、「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市景観計画」と連携した検討を行い、これからの茅ヶ崎のまちづくりにみどりの側面から貢献する取組を位置づけました。

(3) 本市のこれまでの取組

本市ではみどりの基本計画や自然環境評価調査などのみどりに関する取組を進めてきました。こうした取組を踏まえて、特別緑地保全地区や保存樹林の指定などのみどりの保全・再生・創出に関する事業を行っています。

本市の自然環境に関する主な取組

年度	取組	内容
7 度 (005 度)	茅ヶ崎市自然環境評価調査	・特に重要度の高い自然環境の把握 ・茅ヶ崎版レッドデータリストの作
度 (009 度)	茅ヶ崎市みどりの基本計画	・みどりの機能を「環境保全、レクリエーション、防災、景観」の系統別に整理 ・みどりの保全・再生・創出・施策の推進で全 84 施策を展開
度 (00 度)	茅ヶ崎市環境基本計画 (0 版)	・特に重要度の高い自然環境の保全 ・市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
度 (0 度)	清水谷特別緑地保全地区の指定	・特に重要度の高い自然環境の保全
4 度 (0 度)	特に重要度の高い自然環境などの再調査	・特に重要度の高い自然環境などの現状把握
	茅ヶ崎市生物多様性地域戦略の検討	・「守り、つなげる」「共に生きる」「地域全体で支える」の視点で検討
7 度 (05 度)	赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の指定	・特に重要度の高い自然環境の保全
9 度 (07 度)	特に重要度の高い自然環境などの再々調査	・特に重要度の高い自然環境などの現状把握 ・茅ヶ崎市レッドリスト 07 の作 ・生態系ネットワークの検討



1) 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(前計画)

ア みどりの基本計画の経緯

本市では、8 (996)に「茅ヶ崎市緑の基本計画」を策定し、本市が定める将来都市像「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」の実現に向けて、みどりの保全や緑化の推進に取り組んできました。

その後、都市化の進行や環境問題への注目などの社会情勢の変化、6 (004)の都市緑地法の改正などに対応するため、(009)に「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(前計画)を策定し、みどりの保全・再生・創出に関する事業を位置づけました。前計画の推進状況については、7 (0 5)の茅ヶ崎市みどり審議会の評価において「84 の施策は景観みどり課を中心に関連各課の努力によって、一步一步進んでいる」、「9 の優先施策については、その進捗状況にばらつきはあるものの、前向きに取り組まれていることは評価できる」とされた一方で「検討段階には入っているが方向性が示せていない施策、スケジュールが大幅に遅れている施策について、作業ペースを大幅にスピードアップすることが必要である」ことも指摘されました。指摘された資金の充実や民有地のみどりの充実などについては、本計画の「重点的に進める事業」(第4章)に位置づけて取組を推進します。

イ 生物多様性に関する取組

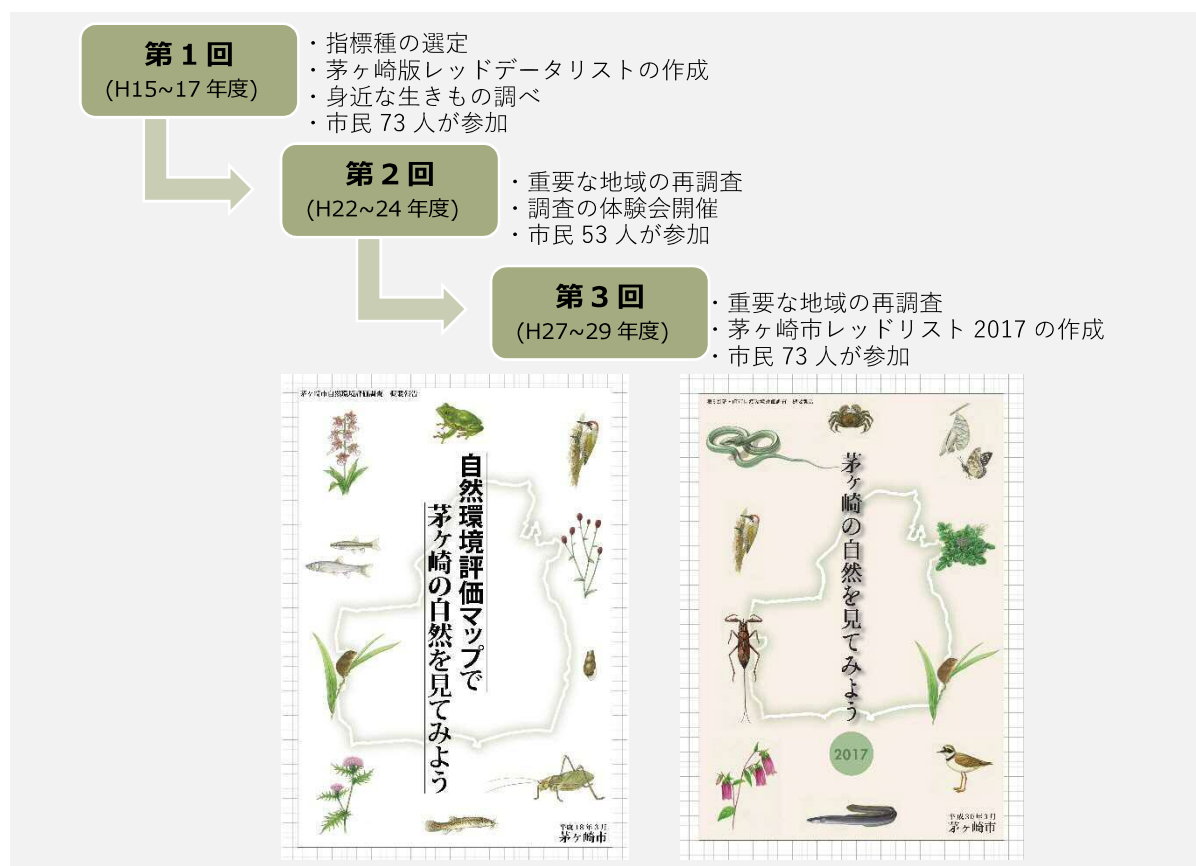
前計画では、以下のとおり生物多様性地域戦略で定めることとされている「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」と関係する取組がなされてきました。本計画においても、生物多様性の保全をより一層進めるとともに、生物多様性の保全についてより多くの人の関心を得る取組を推進していきます。

- ・ 「みどりの配置方針」の「環境保全機能」の配置方針は生きものの生息・生育環境の保全方針となっています。
- ・ 「施策の方針」の「みどりの保全」、「みどりの再生」などは、生きものの生息・生育環境と密接な関係があります。
- ・ 「地区別計画」の「みどりの保全・再生を重点的に進める地区の計画」は生物多様性保全に寄与する特に重要度の高い自然環境を保全する取組となっています。

2) 茅ヶ崎市自然環境評価調査

5 度(00 度)から、地域の専門家や市民の協力を得て、市域全体を対象とした「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を実施しました。この調査は、市民参加により良好な自然環境を指標する生きもの(以下「指標種」という)の分布を調査し、自然環境を評価したものです。調査の結果により、指標種の確認種数が多い地区や希少性が高い生きものが多い地区、生きものの移動経路としての機能を有する地区などの特に重要度の高い自然環境として柳谷^{やなぎやと}、行谷^{なめがや}、清水谷^{しみずやと}、長谷^{ながやと}、赤羽根十三^{あかばねじゅうさんず}、太夫新田^{へいだゆうしんでん}、柳島^{やなぎしま}の7地区を抽出しました。また、県内初の取組として、結果をホームページで公開しました。その後、一部地域の再調査(第 回： 4 度(0 度)とりまとめ、第 回： 9 度(0 7 度)とりまとめ)を実施しました。

自然環境評価調査を活用し、(009)に「茅ヶ崎市みどりの基本計画」(前計画)を、(0)に「茅ヶ崎市環境基本計画(0 版)」を策定しました。「茅ヶ崎市環境基本計画(0 版)」では、自然環境や生物多様性に関する事項として、「テーマ 特に重要度の高い自然環境の保全」、「テーマ コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化」に関する考え方が記載されています。また、「コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立」を重点施策の一つと位置づけており、各地域における指標種の生息・生育状況について、市民参加によるモニタリング調査の実施及びデータの更新を目標としています。



茅ヶ崎市自然環境評価調査の経緯



3) みどりと「茅ヶ崎らしさ」

これからのまちづくりを進めるうえで意識すべき「茅ヶ崎らしさ（魅力や価値）」について、本計画と同時期に策定した「茅ヶ崎市景観計画」の検討にあたり、市民アンケート、転入者ヒアリングなどをもとに、「茅ヶ崎らしさ」、「茅ヶ崎らしさを高める事項」をとりまとめました。

「みどりの基本計画」においては、茅ヶ崎の魅力となっている自然環境の保全やみどりを活用した良好な屋外空間をつくること、街路樹などの身近なまちのみどりの創出や維持管理を進めるとともに、情報発信や講座などでその魅力を伝えることなどを進めていきます。

ア 茅ヶ崎らしさとは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店など色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いたったら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

イ 茅ヶ崎らしさを高めるために

これからも、価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、次のことを大事にして、まちづくりを進めます。

都市機能が近接している環境を強化する

- ・ 駅などの拠点に公共施設、商業業務施設などの機能を集める。

楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

- ・ 既存の公共施設などを活用し、遊び、学習及びイベントなどの活動が行える場所をつくる。また家の近くに、シンボルツリーなど、身近なみどり、公園、飲食店、農園など楽しく過ごせる空間をつくる。

街なかの移動が楽しめる

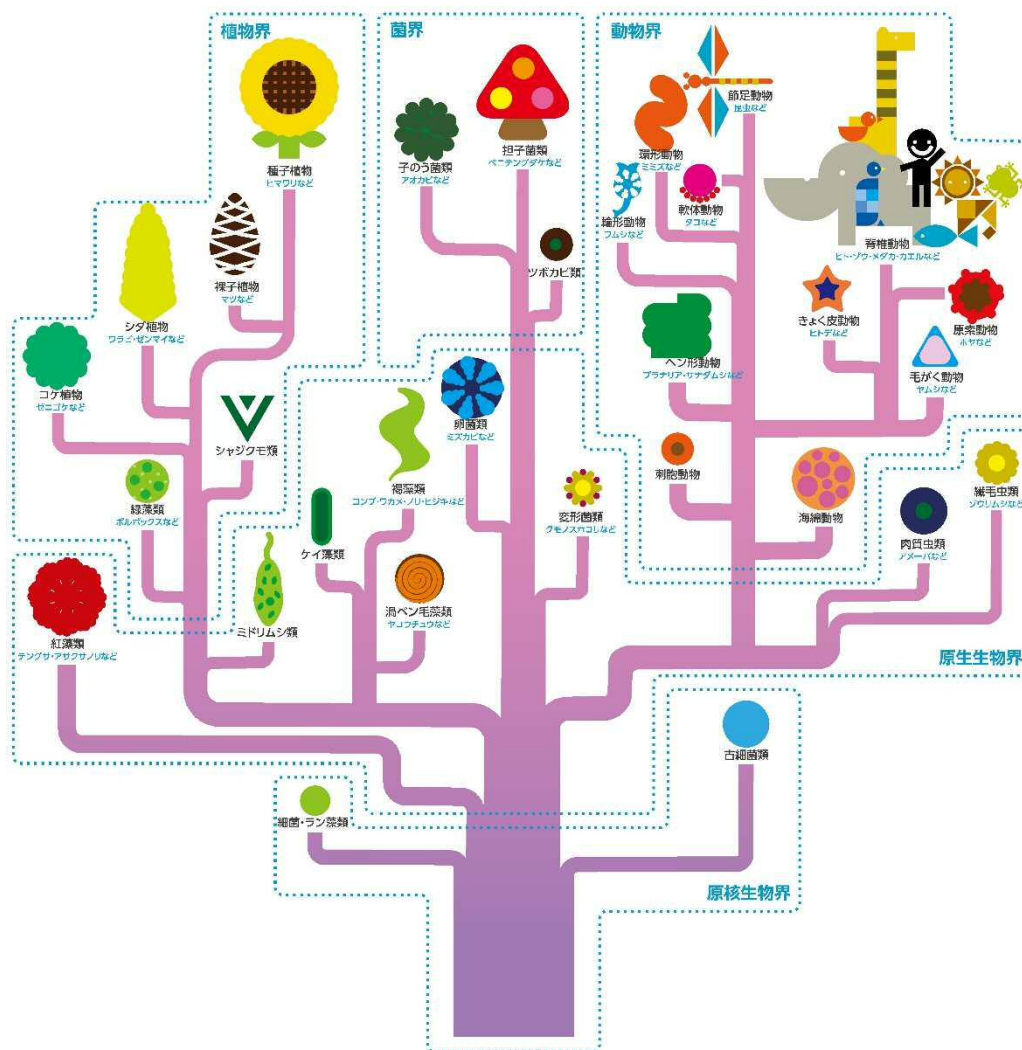
- ・ 徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャーなどをつくる。

参考：「参考資料4．茅ヶ崎らしさの調査」

3. 「生物多様性」とは

(1) 生きものの進化と生物多様性

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球には 3,000 万種ともいわれる多様な生きものがいます。ゾウのように大きなものから細菌のように小さなものまで、様々な生きものがおり、同じ種の生きものでも細かな違いがあります。これらの生きものは長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きています。



生きものの進化と生物多様性

出典：環境省 HP <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu01.html>

なお、人間と自然や生きものの関係として、人間は本能的に自然や生きものが好きだという心をもつ「バイオフィリア」という考え方※もあります。生きものへの興味を引き出し、自然観察を契機に生物多様性への関心が高まるなど、この概念を導入した環境教育の取組が展開されています。

※エドワードウィルソン(2008)「バイオフィリアー人間と生物の絆」



(2) 3つのレベルの生物多様性

生物多様性とは、生きものの豊かさ（変異の豊富さ、多様さ）（variety of all forms of life）のことであり、生物多様性基本法では、「『生物の多様性』とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されています。

また、生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

3つのレベルの生物多様性

生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、河川、里山、草地、湿地、干潟などの多様な自然が存在することを言います。多様な生態系は、様々な生きものの生息・生育により成り立っています。



谷戸



海岸

生態系の多様性(樹林や草地などの生態系の種類)

種の多様性

種の多様性とは、いろいろな生きものが生息・生育している状況のことを言います。例えば一つの地域を見ても土壌には分解者である微生物が、地上には消費者である動物や生産者である植物が生息・生育しており、食物連鎖などを通じて互いにに関わりあって生態系を形成しています。生態系は其中で生息・生育する生きものの相互作用の微妙なバランスで保たれており、バランスの均衡を崩してしまうと重大な生態系の変化をもたらす可能性があります。



ニホンアマガエル



ハマヒルガオ

種の多様性(生きものの種類)

遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、生息・生育地域や個体間によって、同じ種でも色や形、性質などに様々な違いがあることを言います。例えば、アサリの貝殻の模様が一つ一つ違うことやゲンジボタルの発光周期が西日本と東日本で違うことなどが挙げられます。遺伝子の多様性が高いことは、環境が変化した場合にも、その変化に適応して生存するための遺伝子を種内に持っている確率が高く、種として生き残る可能性が高いことを意味します。



アサリ

遺伝子の多様性(同じ種内でも模様が違う)

(3) 生物多様性がもたらす恵み

私たち人間は、生物多様性から豊かな恵みを受けて日々を暮らしています。これらの恵みは生態系サービスと呼ばれ、食料や水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養物質の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」という4つのサービスに分類されます。

生態系サービスとは

供給サービス

人間の暮らしに重要な資源を供給するサービスを指します。食料、木材、衣服の素材となる綿や絹などは生きものからもたらされる恵みです。また、生きもののもつ機能や形態も私たちの暮らしに役立っており、例えば鎮痛・解熱剤として使われるアスピリンにはヤナギの樹皮の成分が使われるなど、医薬品にも様々な生きものが使用されています。さらに、生きものの機能や形態は技術革新にも役立てられており、カワセミのくちばしを参考にして作られた新幹線の先頭車両の空気抵抗の小さいデザインや、ハスの葉の表面構造を参考にして作られた汚れの付きにくい塗装などが挙げられます。

調整サービス

私たちが安心して暮らせる環境の確保につながるサービスを指します。例えば、森林は気候緩和、洪水・土砂災害の防止、水の浄化などに大きな役割を果たしています。また、サンゴ礁やマングローブ林が津波の被害を軽減したという報告もあります。

文化的サービス

地域ごとに異なる自然と一体になって育まれた地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統、レクリエーションなどのことを指します。例えば、それぞれの地域の立地や気候に応じた農作物の栽培や食材の調達が行われるとともに食材の加工方法も育まれ、地域特有の食文化が形成されています。また、レクリエーションなどを通じて、自然の中で遊び生きものとふれあうことで、精神的な安らぎを得ることができ、人間形成や子どもたちの教育とも大きなかわりを持ちます。

基盤サービス

供給サービス、調整サービス、文化的サービスを支える基盤となっているサービスのことで、酸素の供給、水や栄養素の循環、豊かな土壌の形成などのことを指します。私たちが生きていく上で欠かせない酸素は植物の光合成により生成されており、水や栄養素の循環には、森林などが持つ水源涵養の働きや栄養物質の供給が大きな役割を果たしています。また、栄養豊かな土壌は微生物による有機物の分解により作られています。



私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取っています。生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えています。

序章

茅ヶ崎市みどりの基本計画
生物多様性ちがさき戦略



自然の恵み

出典：環境省 HP <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu03.html>

(4) 生物多様性の危機

生物多様性の損失の要因には、人間活動や開発による危機（第1の危機）、里地里山などの自然に対する人間活動の縮小による危機（第2の危機）、人為的に持ち込まれたものによる危機（第3の危機）、さらに地球環境の変化による危機（第4の危機）があります。これらの危機に対して様々な対策が講じられていますが、これらの危機は依然進行しています。



第1の危機
(開発など)



第2の危機(管理放棄
による竹林の拡大など)



第3の危機(クリハラリス
などの外来種の侵入)

生物多様性損失の例

人間活動により、世界の森林が2000年から2010年の間に、平均で毎年520万ヘクタール消失しています。またサンゴ礁は19%がすでに失われ、さらに今後10年から20年の間に15%が失われる可能性があります。この結果は、私たちは生きものたちの絶滅スピードを1,000倍に加速させていることをあらわしています。



人間の活動による生物多様性の危機

出典：環境省 HP <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu04.html>

第1章

茅ヶ崎市のみどりの現況

生きもの紹介



カヤネズミ

草原でススキやオギなどの葉を利用し直径10cmほどの小さな球形の巣を作ります。市内では北部丘陵の谷戸、相模川などで見られます。

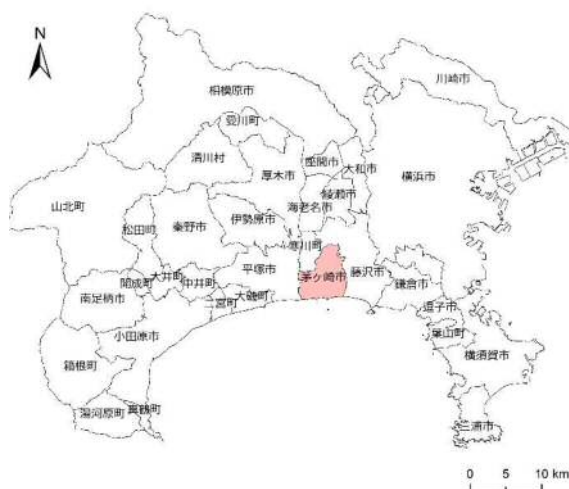
イラスト 森上義孝

第1章 茅ヶ崎市のみどりの現況

1. 市の概要

(1) 位置と面積

本市は、神奈川県の中南部に位置し、面積は 5.76km²です。東は藤沢市、西は相模川をはさんで 塚市、北は寒川町と接し、南は相模湾に面しています。

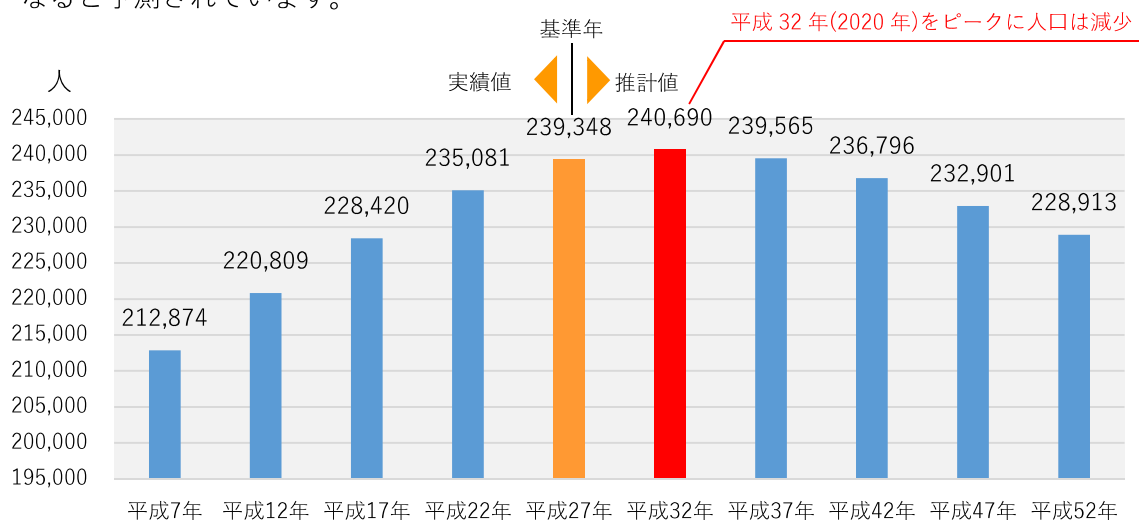


茅ヶ崎市の位置

出典：「都市計画基礎調査 GIS データ」(平成 29 年(2017 年)3 月)をもとに作成

(2) 人口

本市では、昭和 0 代半ばから住宅地として都市化が進行し、 0 (0 8)4 月 日現在の人口は 4 ,5 人です。今後、 (0 0)まで微増が続き、その後減少傾向になると予測されています。



茅ヶ崎市の将来人口の推移

出典：茅ヶ崎市(平成 29 年(2017 年)2 月)「茅ヶ崎市の人口について」
http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/089/jimkosuikei28.pdf



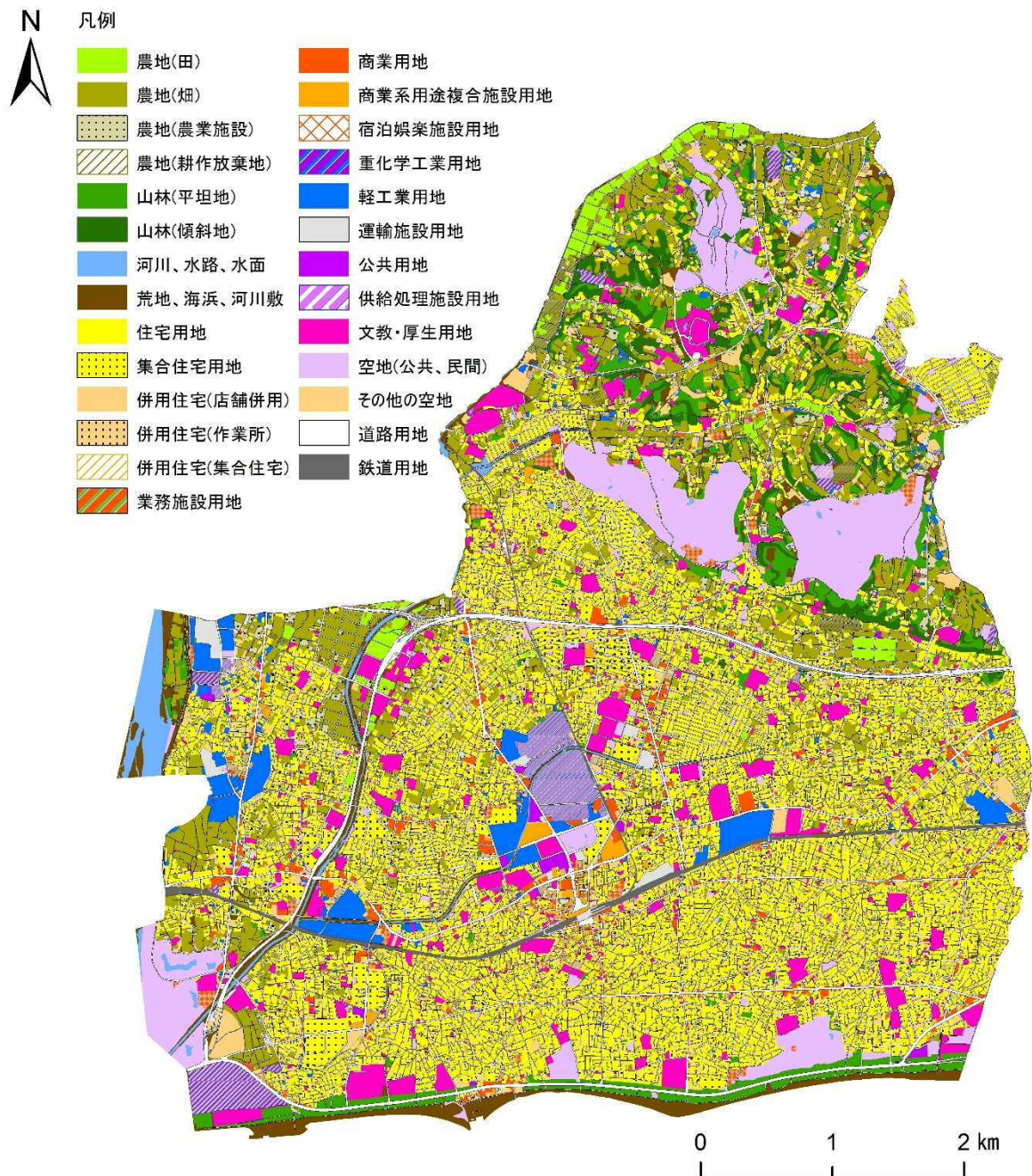
(3) 産業

本市の産業別就業人口の割合は、第 1 次産業が 1.0%、第 2 次産業が 14.4%、第 3 次産業が 75.6%となっています(平成 27 (2015) 年)。近 年の社会状況の変化などにより、第 2 次産業及び第 3 次産業の就業人口が減少し、第 1 次産業の就業人口の割合が大幅に増加しています。

出典：総務省統計局「平成 27 年国勢調査結果」

(4) 土地利用

本市の土地利用現況は、住宅用地が最も多くなっています。



土地利用現況図

出典：「都市計画基礎調査 GIS データ」(平成 29 年(2017 年)3 月)をもとに作成

2. みどりの概要

(1) 気候

四季を通じて比較的温暖な気候となっています。 間の 均気温は 6.5℃(8 (0 6))、降水量は 6 9.5mm(8 (0 6))です。

出典：茅ヶ崎市(平成 29 年(2018 年)4 月)「統計年報(平成 28 年版)」

(2) 地形と地質

北部丘陵、相模川や小出川周辺の沖積低地、丘陵地から海岸までの砂丘地帯により区分されています。

丘陵地： 北部丘陵は、下寺尾・香川・甘沼・赤羽根以北に位置しています。丘陵面を小出川や駒寄川などが浸食し、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸を形 しています。

沖積低地： 河川の洪水時に土砂が堆積して出来た微高地である自然堤防が河川に沿って行に形 されています。自然堤防の外側に位置する後背湿地は、以前は水田・荒地・沼地などでしたが、多くが埋め立てられ、住宅地や工業地として利用されています。

砂丘地帯： 北部丘陵から海岸線までの約 4 キロメートルにわたる地域に分布し、東西方向に砂丘列があります。

(3) 水系

本市と 塚市との境に相模川(一級河川)が流れています。また、藤沢市遠藤を水源とする小出川(一級河川)、市街地を流れる千ノ川(一級河川・準用)、北部丘陵を水源とする駒寄川(準用・普通)が流れており、これらは相模川水系に含まれます。また、赤羽根十三図周辺には、引地川水系の小糸川の源流部があります。さらに、これらの河川と周辺の農地や谷戸を結ぶ相模川左岸用水などの用水路や細流があります。



地形と水系

出典：「国土数値情報」(国土交通省国土計画局)「地形分類図」(国土交通省土地水資源局)をもとに作成



(4) 市内のみどり

1) 緑地

都市公園等の施設緑地として、中央公園や県立茅ヶ崎里山公園、身近な公園である街区公園などの都市公園が整備されています。都市公園は 74 か所で、市民一人当たりの面積は . 7 m²/人(0 (0 8) 4月)です。

また、法や条例などに基づく地域制緑地として、特別緑地保全地区や自然環境保全地域、生産緑地地区などが指定されています。特別緑地保全地区は か所 7.80 ㍔、生産緑地地区は 95 か所約 57.50 ㍔(0 (0 8) 4月)が指定されています。

緑地などの整備状況

緑地種別			現況値(平成30年4月1日現在)					
			市街化区域整備量			都市計画区域整備量		
			か所	面積(ha)	m ² /人	か所	面積(ha)	m ² /人
	都市公園	計	65	8.4	.	74	8.46	.7
	公共施設緑地	計	69	15.5	0.67	96	38.08	.58
	都市公園等の公共施設緑地		24	4.67	.89	4	4.66	4.75
	民間施設緑地	計	6	5.6	.54		0.7	8.4
	施設緑地	計	295	79.0	.4	39	30.9	.9
		特別緑地保全地区	—	—	—	2	7.80	0.
		風致地区	—	—	—	—	—	—
		自然環境保全地域	1	0.80	0.0	3	8.50	0.5
		生産緑地地区	95	57.50	.49	95	57.50	.8
		農用地区域	—	—	—	3	85.	.5
		保安林区域	—	4.5	0.6	—	5.7	.
		その他の地域制緑地	—	3.9	.8	—	49.	6.7
		法による地域制緑地計	96	04.56	4.52	40	59.4	4.88
		保存樹林など	40	7.60	0.	45	0.96	0.45
		条例等によるもの	40	7.60	0.	45	0.96	0.45
		小計		.6	4.85	—	370.8	5.3
		地域制緑地間の重複	1	0.0	—	—	9.6	—
		地域制緑地	計	.5	4.85		41.0	4.
施設緑地・地域制緑地の重複			1	0.06	—	8	6.8	—
			市街化区域			都市計画区域(合計)		
人口			, 04 人			4,5 人		
地区面積			市街化区域			都市計画区域(全域)		
			, ha			,576 ha		
都市公園等の面積水準 (住民1人当たり面積)	都市公園		.			.7		
	都市公園等		.89			4.95		
緑地の確保目標水準	面積(ha)		19.8			655.		
	面積率(%)		8.6 %			8. %		

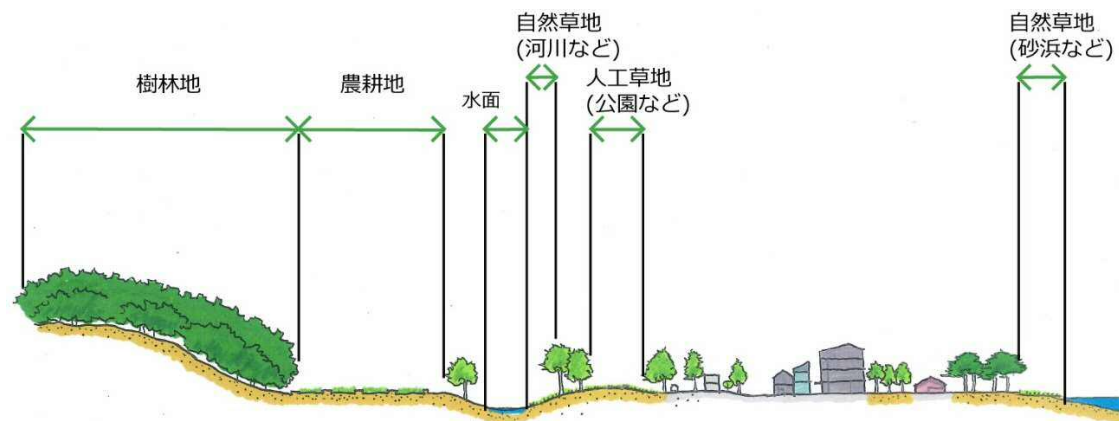
※ 公共施設緑地には、青少年広場、未公告公園・緑地などが含まれます。

※ 民間施設緑地には、市民農園、社寺境内地、ゴルフ場などが含まれます。

※ 地域制緑地には、自然環境保全地域、生産緑地地区、農用地区域、保安林区域などが含まれます。

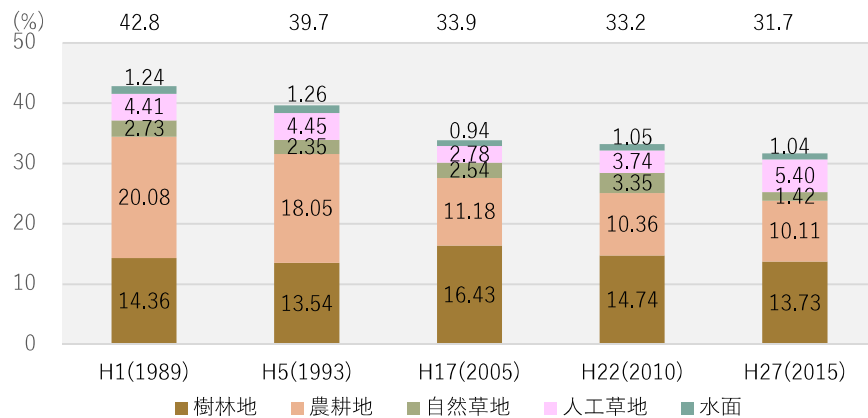
2) 緑被

緑被地は航空写真をもとに抽出し、樹林地、農耕地、自然草地、人工草地、水面に区分したものです。本計画では、これまでの計画から引き続き水面を入れたものとして定義しています。



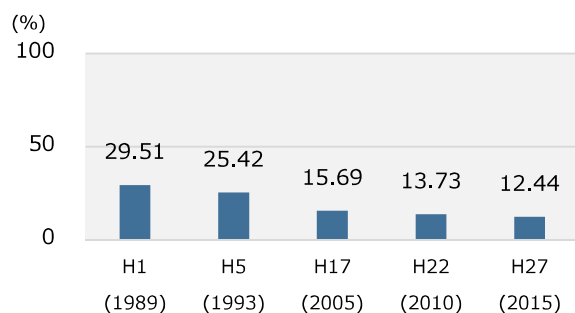
緑被のとらえ方のイメージ

市街化の進行などに伴い緑被率※は減少しています。元（989）には、4.8%であった緑被率が7（05）には、.7%に低下しました。主に農耕地の面積が減少しており、市街化区域における農地から住宅地への土地利用の転換などが理由として考えられます。また、樹林地、自然草地も減少傾向にあります。

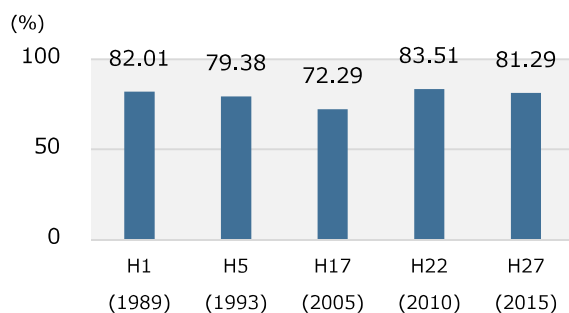


緑被率の推移(緑被区分)

※緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。



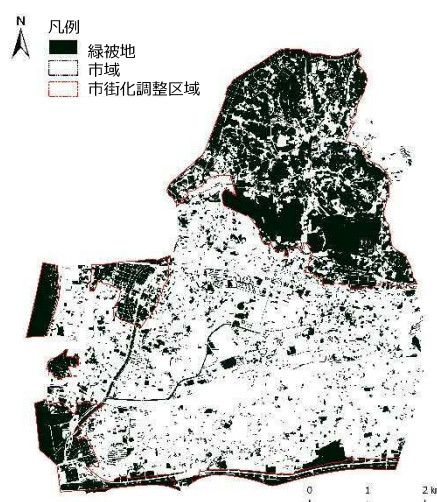
緑被率の推移(市街化区域)



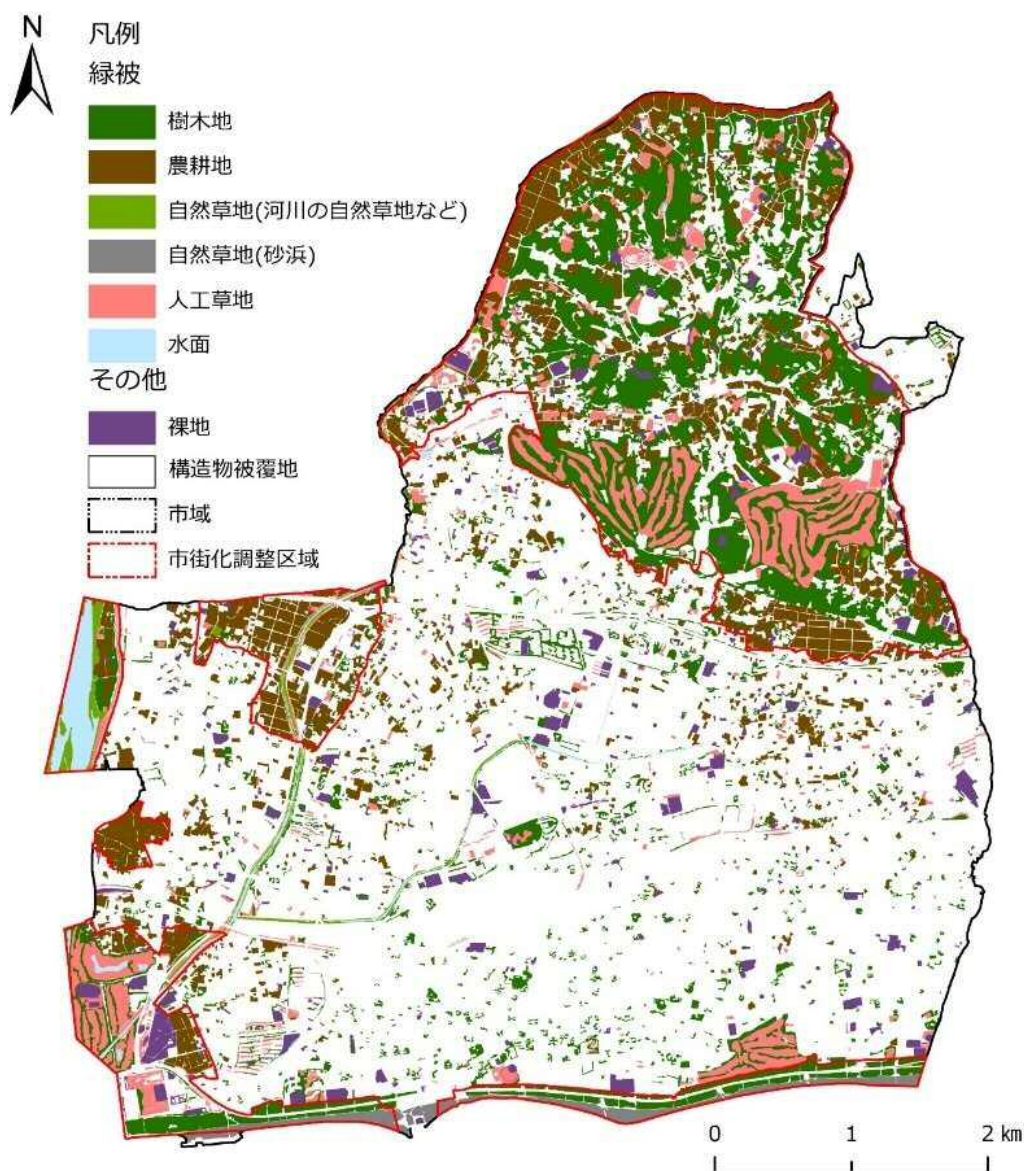
緑被率の推移(市街化調整区域)



緑被地(平成 5 年(1993 年))



緑被地(平成 27 年(2015 年))



緑被など区分図(平成 27 年(2015 年))

出典：「平成 27 年航空写真」をもとに平成 28 年度に分析

(5) 立地ごとのみどりの特性

本市のみどりには、相模野台地から連続する北部丘陵のみどりや寒川町から続く農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりが 있습니다。これらには生きものを育み地域にうるおいをもたらす樹林地や農地、草地、水辺、地域住民によって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様なみどりが残されています。

1) 北部丘陵の樹林と谷戸のみどり

北部丘陵は、斜面林と低湿地などからなる谷状の地形「谷戸」が見られる複雑な地形となっており、樹林や草地、湿地、細流などが多様な生きものの生息・生育環境となっています。また、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林が見られます。これらの環境が一体となって存在することにより、本市の生物多様性が豊かなものとなっています。



市民の森のツリーハウス

自然環境評価調査では、特に自然環境上重要な地域として、清水谷、行谷、赤羽根十三図、柳谷、長谷があげられています。また、赤羽根から甘沼に続く赤羽根斜面林などの優れた景観が見られます。

また、豊かな自然と景観が残されていることから、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森に代表されるように、市民が自然観察やハイキングなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても貴重なものとなっています。

2) 農地のみどり

本市は、東京・横浜の大消費地に近く、温暖な気候に恵まれていたことから、野菜や温室花卉、酪農などの近郊農業が成立してきました。しかし、元来畑が多く経営耕地が狭かった本市の経営耕地面積は平成 17 年(2005 年)の 31,523 a から平成 27 年(2015 年)の 26,185 a まで減少しています。



農業振興地域

主に市内の農地は、平野部と丘陵地の谷戸に見られます。平野部の農地は主に河川沿いに広がっています。芹沢、赤羽根、萩園、柳島のそれぞれの一部が農業振興地域に指定されています。また、谷戸では水田や畑、湿地が斜面林と一体となった昔ながらの里山の景観を呈しています。



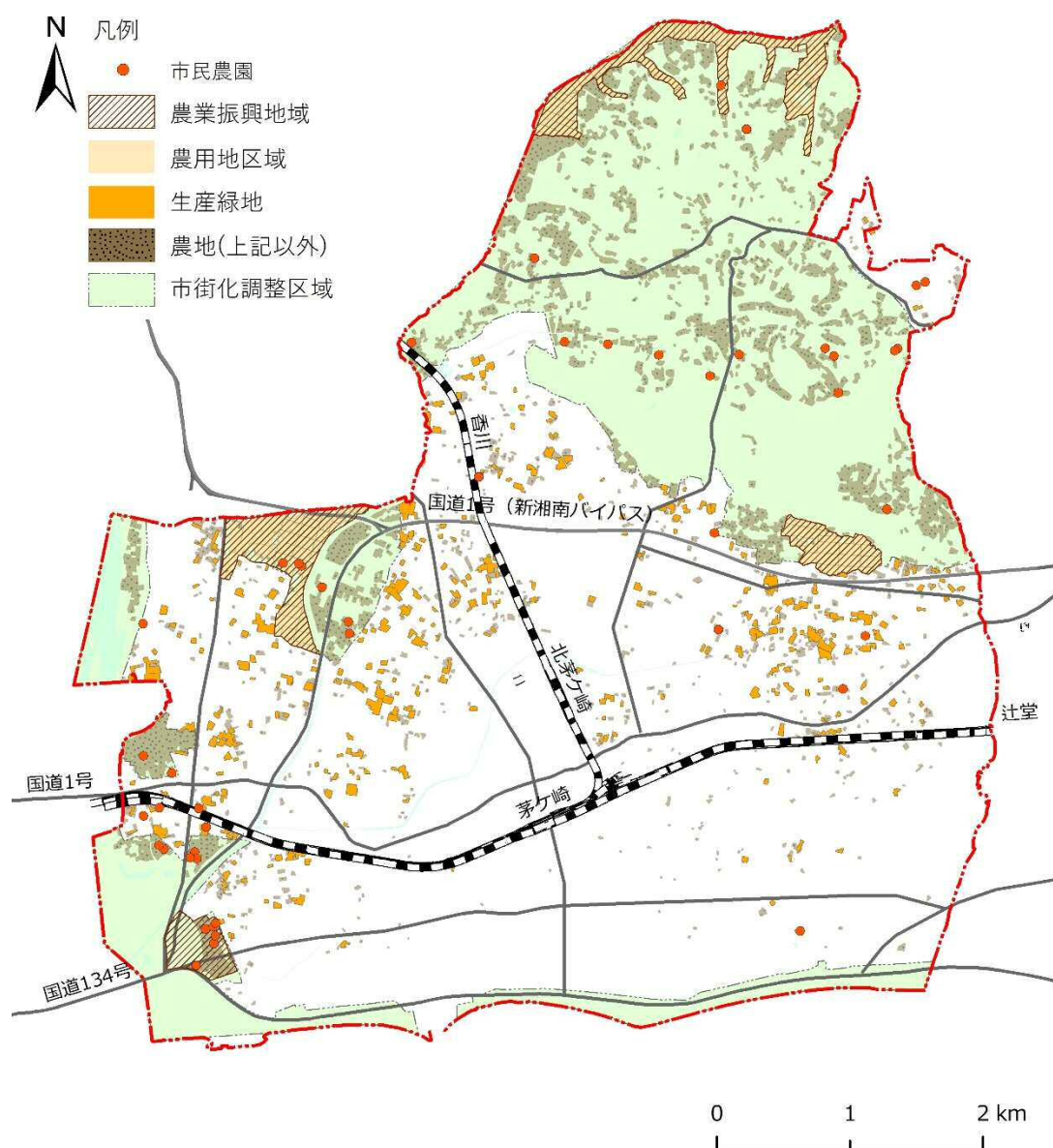
市街地の農地には、営農家の生産の場としての役割に加えて、市民農園などの市民が土とふれあいながらの健康づくりや野菜や花などの栽培を通じて農業に対する理解を深める場としての役割もあります。

近年では、地場産の野菜や果物などを直接購入することができる個人の直売所の開設や朝市の開催、学校給食において地場産の食材を用いるなどの地産地消の取組が行われています。朝市は平成13年(2001年)に開始し、平成30年(2018年)現在は茅ヶ崎公園野球場で毎週土曜日に開催されています。

出典：茅ヶ崎市(平成29年(2017年)4月)「統計年報(平成28年版)」



市民農園



主な農地

出典：「都市計画基礎調査 GIS データ」(平成29年(2017年)3月)「平成27年航空写真」をもとに作成

3) 河川のみどり

市内を流れる主な河川には、小出川や駒寄川、千ノ川があり、最終的には相模川に流れ込んでいます。

小出川は、上流域に豊かな自然環境があり、中・下流域に水田が広がっています。中流域の河道は多自然川づくりの一環として、覆土した護岸で整備しており、河道内には部分的に州が形 されています。下流域の下町屋、柳島には河川とふれあう親水護岸が整備されています。

駒寄川は、水源地の一つに北部丘陵の自然豊かな清水谷があり、相模川左岸用水と交差する“さかえはし”から JR 相模線までの区間では籠マット工法により多自然川づくりの整備が行われています。みずき地区には、せせらぎ公園と一体となった河川とふれあう親水護岸が整備されています。

千ノ川は、市の中央部を東から西へ流れ、小出川に合流します。川沿いまで住宅や工場が近接していることから、河道はブロック積護岸で整備されていますが、一部では管理用通路の緑化などが行われています。

相模川には、河川敷の草地、水害防備保安林などの樹林やヨシ原が形 されています。

また、藤沢市を流れる小糸川は、水源地の一つである赤羽根十三図において湿地環境と一体となった自然環境を形 しています。



小出川



相模川

4) 海岸のみどり

茅ヶ崎海岸は長さ約6kmの砂浜海岸です。ハマヒルガオなどが見られる砂浜特有の植生と、潮風や飛砂の害から住民の生活を守るクロマツやトベラの砂防林などの人工林が見られます。また、柳島キャンプ場や茅ヶ崎公園、県立湘南汐見台公園などの市民のレクリエーションの場となるみどりが見られます。

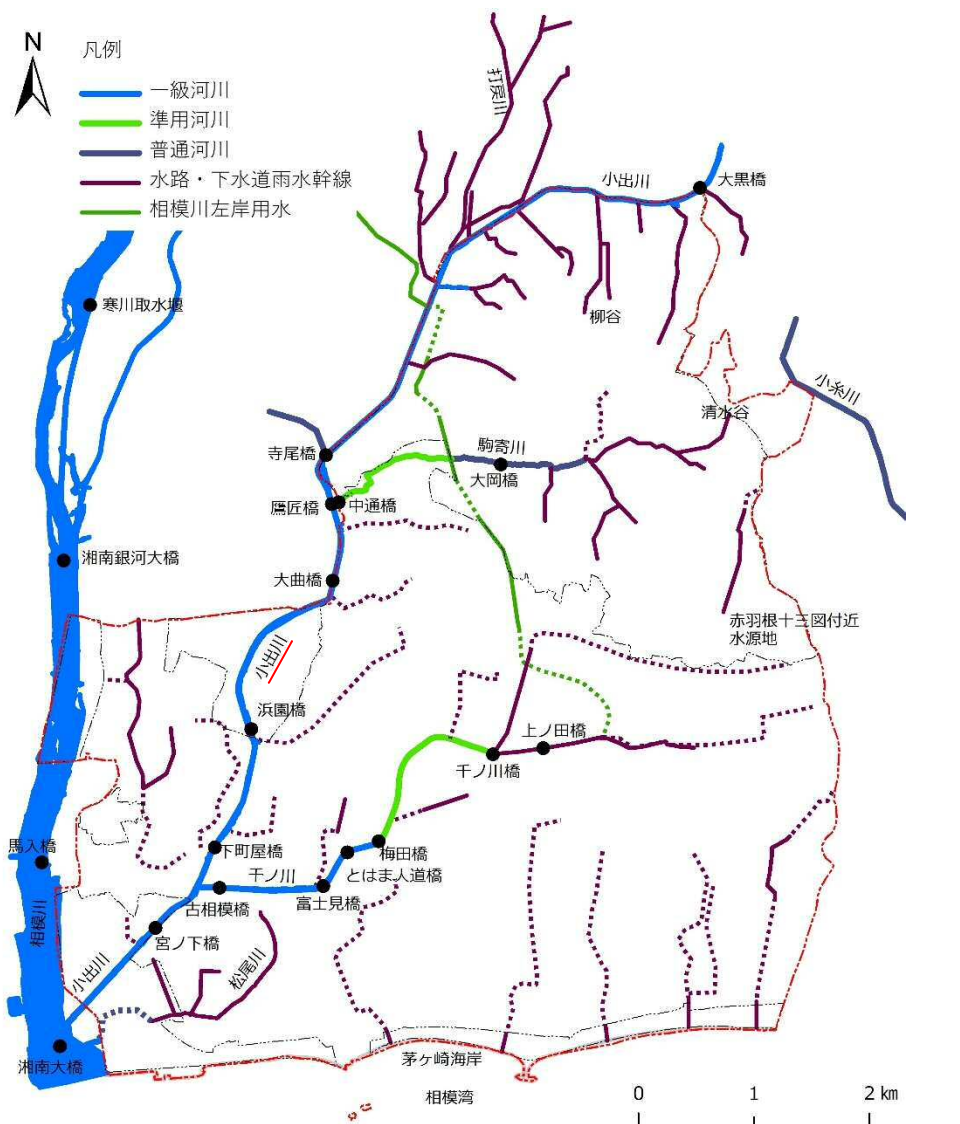
これらのみどりは、相模湾沿岸の一部として、海岸特有の生きものの生息・生育環境として貴重であるとともに、優れた景観を形 し、日常の散策などの市民の憩いの場として重要なものとなっています。



茅ヶ崎海岸は、主に相模川から供給された土砂により長い年月をかけて形 されてきた砂浜海岸です。しかし、ダムや堤防などの治水・利水のための施設が整備されたこと等の様々な要因により、砂浜の侵食が進行しました。こうした状況を踏まえ、神奈川県により侵食が進行しているか所に土砂を投入する「養浜」という手法を中心に砂浜の復元が行われています。



茅ヶ崎海岸



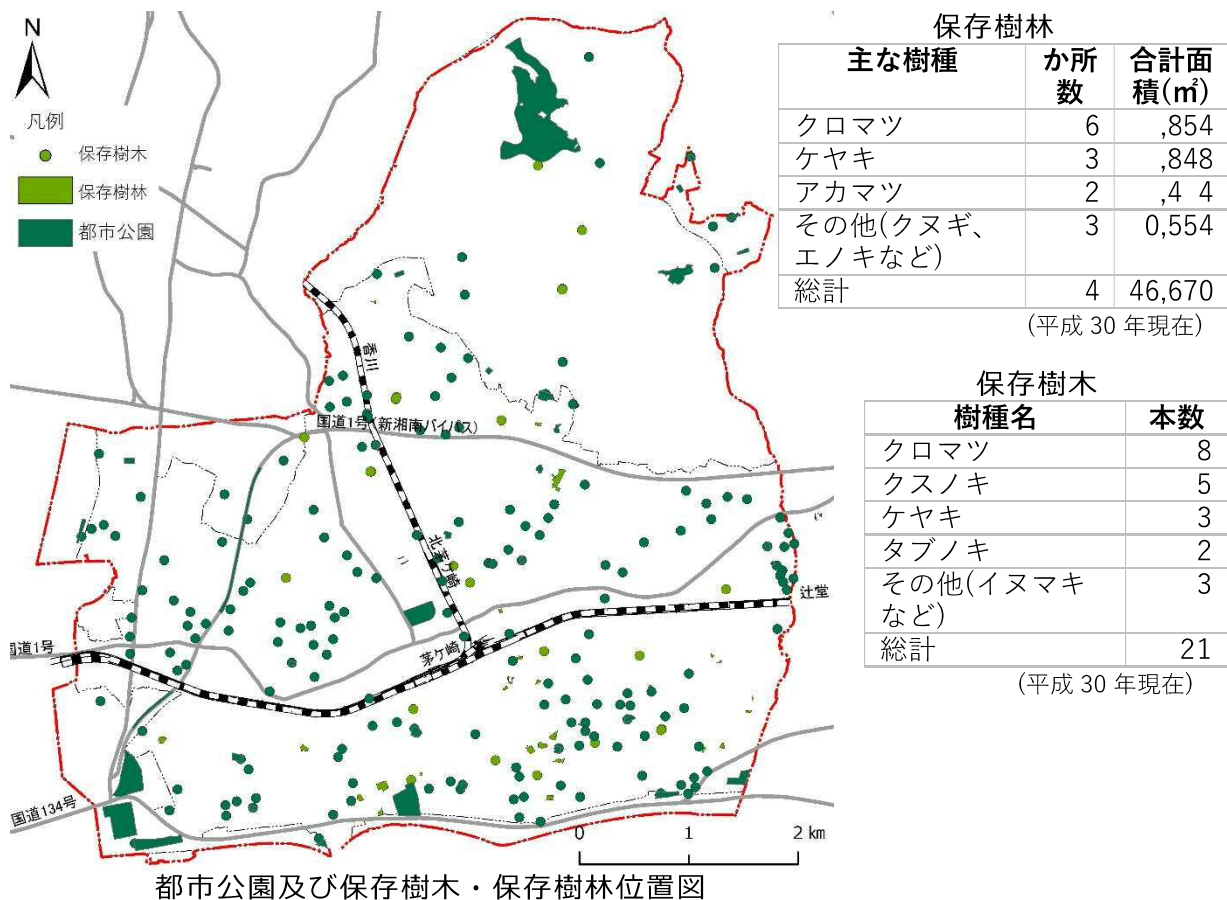
主な河川・海岸

5) まちのみどり

まちのみどりには、公園・緑地や街路樹、公共施設、民間施設、住宅地のみどりなどがあります。これまでに、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」などにより緑地を取得するとともに、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきましたが、都市化の進行などにより、まちのみどりは減少傾向にあります。

本市の公園・緑地には、「かながわの公園 50 選」に選ばれている中央公園をはじめ湘南夢わく公園、柳島しおさい公園、和町公園や松が丘緑地などがあります。これらの公園・緑地は、みどりのまちなみを形し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として重要であり、災害時の一時避難場所や防災活動の場としても重要なものとなっています。民間活力導入による管理運営も進んでおり、柳島しおさい公園や茅ヶ崎市柳島キャンプ場、柳島スポーツ公園などで指定管理者制度が導入されています。身近な公園では、市民ボランティアにより公園の美化活動や緑化活動を行う公園愛護会が活動しています（ 9（07）月現在 4 か所）。また、民間施設でも本宿町のさくら広場などは市民に公開され、レクリエーションの場となっています。

さらに、中海岸や東海岸などの旧別荘地に残された樹林の一部は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例第 16 条に基づく保存樹林制度などにより保全されています。



出典：茅ヶ崎市 HP

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/022/932/2804-3-4.pdf



6) 景観・文化が息づくみどり

江戸期の慶長6（60）から徳川家康が整備を行った東海道(国道 号)の松並木は、幕末に至るまで保護政策がとられていました。現在でも、本村付近にクロマツの並木が残されています。

明治から昭和期にかけて市街化が進んだ地域にも、貴重なみどりが見られます。近代の明治（898）に茅ヶ崎駅が開設されたことにより、中海岸・東海岸を中心に海浜保養の別荘地が多く建てられるようになりました。歌舞伎の名優九代目市川團十郎や明治期の有名な新派俳優である川上音二郎、日本化薬会長を務めた原安三郎をはじめ、官僚や実業家、学者、軍人などの別荘が建てられました。その多くは失われましたが、川上音二郎と原安三郎の別荘跡地は、みどり豊かな高砂緑地(都市緑地)として市民に利用され、別荘地の面影を残すクロマツの大径木や石垣などが今も見られます。明治（899）に開設され、“東洋一のサナトリウム”と称された南湖院のほとんどの建物は、戦後に失われましたが、現在「旧南湖院第一病舎*」が「南湖院記念太陽の郷庭園」内に保存されています。周辺には、海岸地域の自然が偲ばれます。江戸時代に代々名主を務めた柳島の藤間家は、敷地内に屋敷林の面影が残り、柳島地区の自然景観を今に伝える貴重な空間となっており、現在は「藤間家住宅主屋*」とともに民俗資料館として公開しています。昭和期の都市近郊における別荘開発の様相を伝える「旧氷室家住宅主屋*」は 00 品種の椿とともに「氷室椿庭園」内で公開されています。

大岡越前守忠相ゆかりの浄見寺の寺林(県指定天然記念物)には常緑広葉樹のタブノキやスダジイなどの樹林が見られます。他にも市内には多くの社寺のみどりが残っており、鶴嶺八幡宮のイチョウや菱沼八王子神社のタブノキなど 4 本が景観重要樹木に指定されています（0（08）現在）。

市では、「ちがさき丸ごと博物館」事業として、5（00）月から茅ヶ崎市全域を屋根も壁もない博物館と見立て、地域の文化・歴史・自然など、有形・無形の幾多のまちの宝ものを「都市資源」と呼び、それらを活用する活動を市民と協働して取り組んでいます。

*国登録有形文化財（建造物）



景観重要樹木
鶴嶺八幡のイチョウ



景観重要樹木
菱沼八王子神社のタブノキ

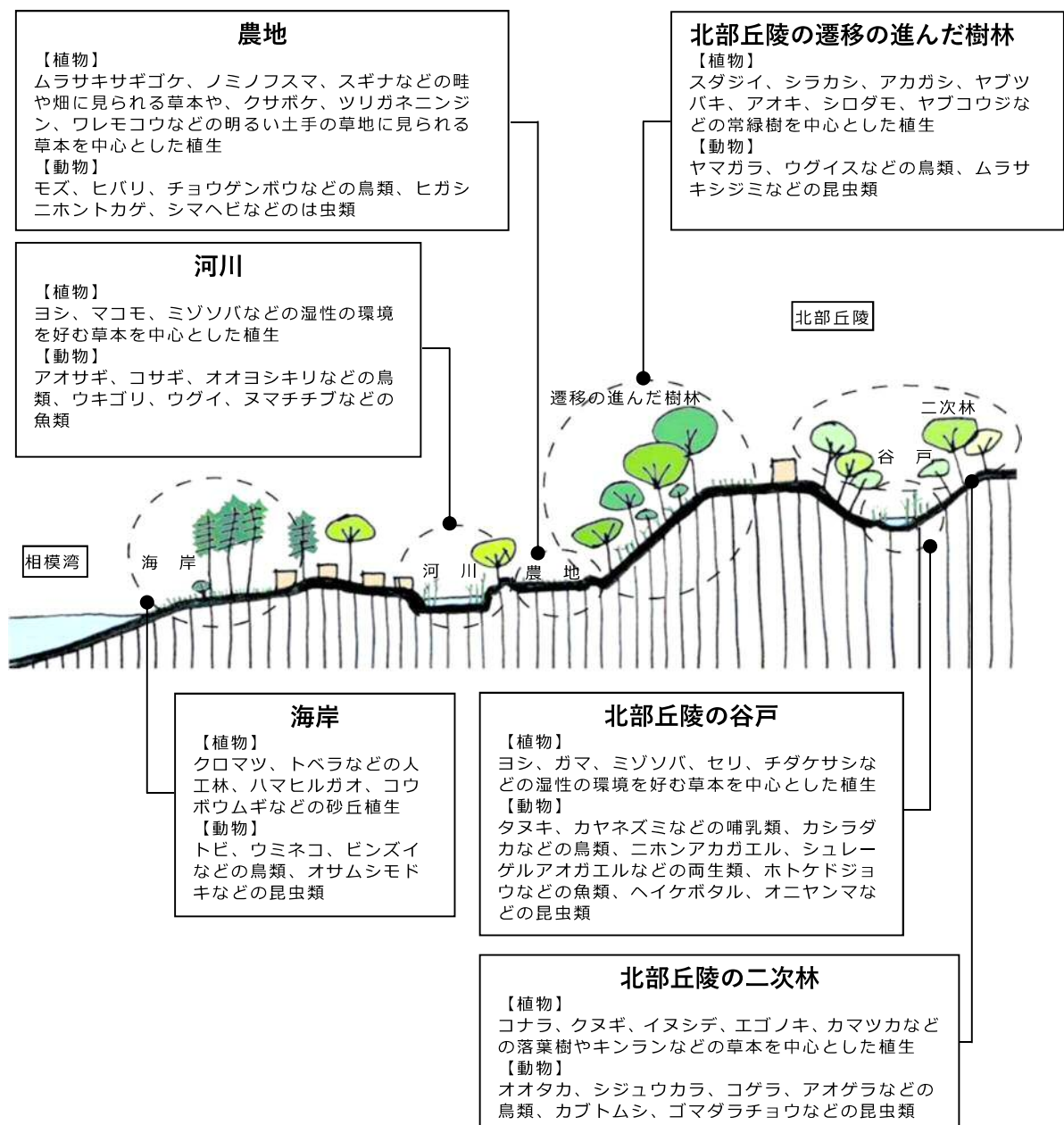
もっと詳しく茅ヶ崎の景観や文化に関するみどりの情報を知るためには？

・景観重要建造物・景観重要樹木などについては、茅ヶ崎市 HP をご覧ください。
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/keikan/1008086.html>

3. 本市の生物多様性の特性

(1) 生きものの生息・生育環境

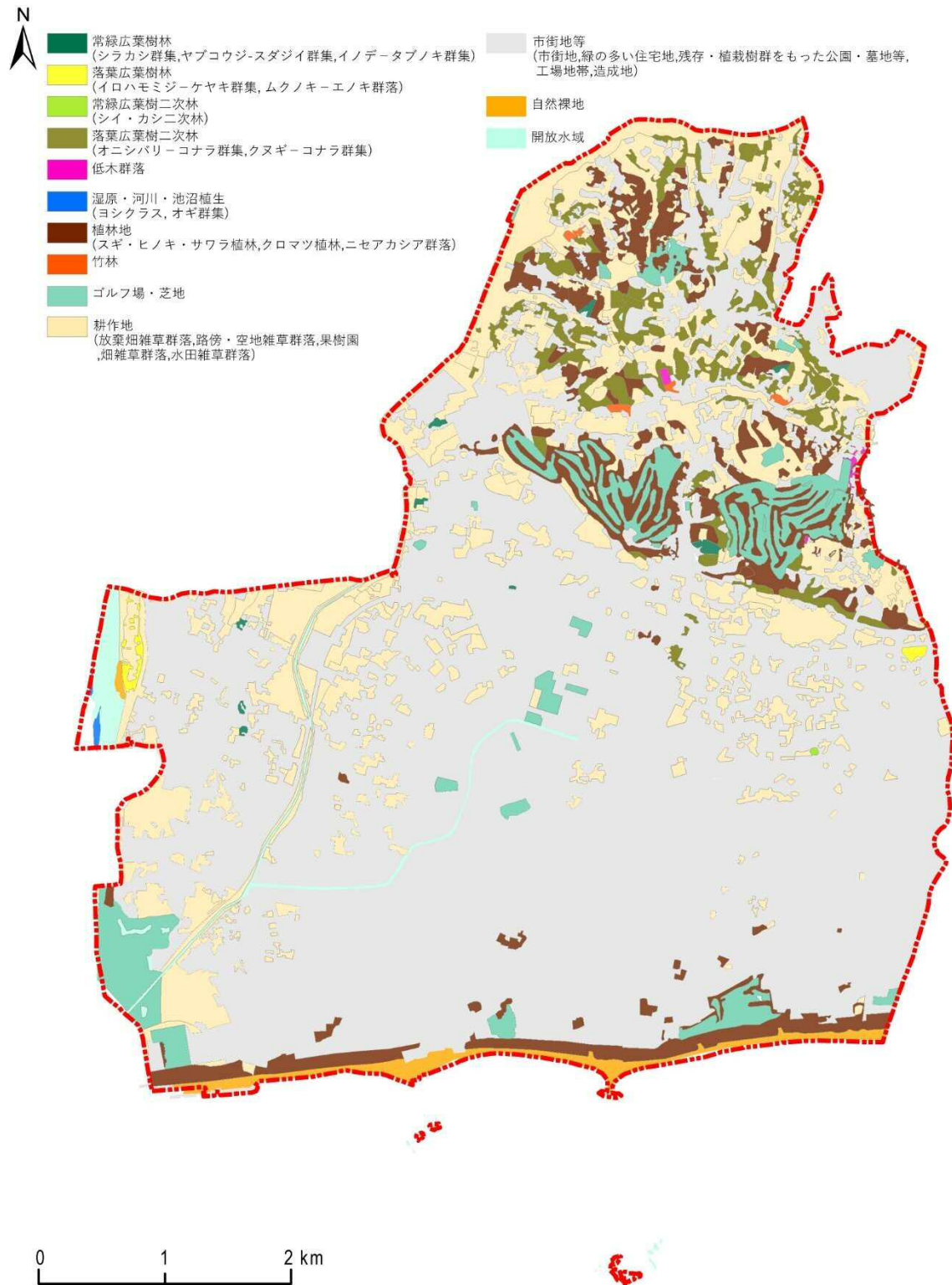
北部丘陵には、二次林や谷戸などの自然環境やゴルフ場、農地などがみられます。市の中部は住宅地や工場地として利用されており、植生は貧弱で、小出川周辺や萩園地区、西久保地区の一部が畑地や水田として利用されています。南部は砂丘地帯が造成されて住宅地として利用されており、植生は貧弱となっていますが、海岸沿いに防風林または防砂林として植栽されたクロマツ林が海岸と平行に帯状に分布しています。



本市の生きものの生息・生育環境断面模式図



本市は常緑広葉樹林帯(ヤブツバキクラス域)に属しており、樹林地は北部丘陵を中心に広がっています。樹林の中ではスギ・ヒノキ・サワラ植林が最も広い面積となっており、次いで二次林のクスギーコナラ群集が分布しています。河川などにはヨシクラスやオギ群集などの高茎草本群落分布し、海岸沿いにはクロマツ植林や砂丘植生などが分布しています。



茅ヶ崎市の植生

出典：茅ヶ崎市(平成 22 年(2010 年))「現存植生図」一部改変

(2) 生きものの生息・生育状況

本市には、樹林地や農地、草地、水辺、これらが一体となった谷戸などの自然環境、生きものを育み地域にうるおいをもたらす河川、地域の住民によって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかが残されています。

しかしながら、アライグマやオオブタクサなどの外来種が生息・生育の範囲を広げており、生物多様性への影響が危惧されています。

1) 指標種

自然環境評価調査では、「植物」、「ほ乳類」、「鳥類」、「両生・は虫類」、「昆虫類」、「魚類」の各分類群で良好な自然環境に生息・生育していると考えられる指標種の調査を実施しており、結果を茅ヶ崎市のホームページにおいて公表しています。

陸域の指標種

樹林	植物：アカガシ、イノモトソウなど 5 種 鳥類：アオゲラ、アオバズクなど 2 種 両生・は虫類：アズマヒキガエル、ニホンマムシなど 4 種 昆虫類：ウスタビガ、クツワムシなど 5 種 セントウソウ ヤマガラ
草地	植物：クサボケ、マルバスミレなど 9 種 哺乳類：カヤネズミ 鳥類：コミミズク、セッカなど 7 種 両生・は虫類：ニホントカゲ、アオダイショウなど 4 種 昆虫類：オナガササキリ、ヒガシキリギリスなど 7 種 カナビキソウ ナキイナゴ



水辺	植物：オモダカ、カワヂシャなど 0 種 鳥類：アオサギ、アマサギなど 9 種 両生・は虫類：トウキョウダルマガエル、ヒバカリなど 5 種 昆虫類：オニヤンマ(幼虫)、カトリヤンマなど 5 種   ヒバカリ コサギ
海岸	植物：オカヒジキ、コウボウムギなど 種 鳥類：ビンズイ、ミユビシギ 種 昆虫類：オサムシモドキ、クロマメゾウムシなど 4 種   ハマボウフウ ハマエンドウ

水域の指標種

細流	魚類・甲殻類：ドジョウ、ナマズなど 7 種
共通	魚類・甲殻類：アブラハヤ、モクズガニなど 3 種
主要河川	魚類・甲殻類：アユ、ウキゴリなど 種  テナガエビ

出典：茅ヶ崎市(平成 30 年(2018 年))「第 3 回茅ヶ崎市自然環境評価調査報告書」

2) 立地ごとの生息・生育状況

ア 北部丘陵の谷戸

樹林や水田、湿地、細流、草地などが一体となった谷戸は北部丘陵に見られ、多様な動植物を育んでいます。自然環境評価調査により特に重要度の高い自然環境とされた、柳谷や行谷、清水谷、赤羽根十三図では、多様な生きものの生息・生育が確認され、指標種の分布が集中しています。

柳谷

約 4 ㍍の規模を有する市内最大の谷戸です。面積が広いこともあり、環境の多様性が高くなっています。大部分が神奈川県立茅ヶ崎里山公園に含まれ、自然環境上重要なエリアについては里山保全エリアに設定されています。

<確認されている主な生きもの>

植物：アカガシ・カマツカ(樹林)、ツリガネニンジン(草地)、ヤナギタデ(水辺)

ほ乳類：カヤネズミ(草地)

鳥類：ウグイス・エナガ(樹林)、ホオジロ・モズ(草地)、アオサギ・コサギ(水辺)

両生・は虫類：アズマヒキガエル(樹林)、アオダイショウ(草地)

昆虫類：トゲナナフシ(樹林)、ショウリョウバッタモドキ(草地)



行谷

左岸用水の東側には、常緑広葉樹の多い斜面林に囲まれ、湿地、水田、畑が残る谷戸があり、西側には小出川の氾濫原湿地が広がります。水生・湿地性生物が豊かな環境と昔ながらの景観が広がっています。

<確認されている主な生きもの>

植物：アカガシ(樹林)、コウヤワラビ・ワレモコウ(草地)、チゴザサ・オモダカ(水辺)

鳥類：ウグイス・アオゲラ(樹林)、タシギ(水辺)

両生・は虫類：ニホンアカガエル(水辺)

昆虫類：スズムシ・マツムシ(草地)、シマアメンボ(水辺)



もっと詳しく茅ヶ崎の生きものの情報を知るためには？

- ・生きものの確認状況については、茅ヶ崎市 HP「第 回自然環境評価調査(概要版)」をご覧ください。
http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/112/hyouka.pdf
- ・生きものの位置情報については、茅ヶ崎市 HP「まっぷ de ちがさき」の自然環境評価調査結果よりご覧ください。
<http://www2.wagmap.jp/chigasaki/Portal>
- ・特に重要度の高い自然環境の「保全管理計画」等については茅ヶ崎市 HP 市政情報公表一覧表よりご覧ください。
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiseijyoho/1009446/index.html>

**清水谷**

堤字天神原周辺にある谷戸で、源頭部にある湧き水は駒寄川の源流の一つとなっています。平成24年(2012年)3月に4.9 ㍔が特別緑地保全地区に指定されました。市民団体「清水谷を愛する会」により保全管理作業が行われています。

<確認されている主な生きもの>

植物：ヒトリシズカ・オオハナワラビ(樹林)、フユノハナワラビ(草地)、チダケサシ・ポントクタデ(水辺)

鳥類：ヤマガラ(樹林)

両生・は虫類：シュレーゲルアオガエル(樹林)、アオダイショウ(草地)、ヒバカリ(水辺)

昆虫類：ヤマトタマムシ(樹林)、オニヤンマ・ケラ(水辺)

**赤羽根十三図**

引地川水系の小糸川の源流にあたる谷戸です。平成28年(2016年)3月に約2.9 ㍔が特別緑地保全地区に指定されました。谷戸部分を中心に市民との保全管理作業を実施しています(年4回程度)。地区の西側を通る市道沿いの草地も生きものの生息・生育環境となっています。

<確認されている主な生きもの>

植物：ヤマユリ・ダイコンソウ(樹林)、ヒトツバハギ・ワレモコウ(草地)、ツボスミレ・チダケサシ(水辺)

鳥類：ホオジロ(草地)

両生・は虫類：ニホンアカガエル(水辺)

昆虫類：クロカナブン・トゲナナフシ(樹林)、クツワムシ・スズムシ(草地)、オニヤンマ・シマアメンボ(水辺)

**イ 草地**

自然環境評価調査により、^{ながやと}長谷と^{へいだゆうしんでん}平太夫新田が特に重要度の高い自然環境であると評価されています。

長谷

甘沼字長谷にあり、エノキやコナラなどを主体とする広葉樹林とまとまった草地が見られます。特にグラウンド跡地に広がる貧栄養の乾性草地にはアリノトウグサやカナビキソウなどの希少性が高い植物が確認されています。

土地利用が行われているため、自然環境の変化を把握する必要があります。

<確認されている主な生きもの>

植物：フユノハナワラビ、ノアザミ

鳥類：シロハラ、アオゲラ

両生・は虫類：アオダイショウ

昆虫類：クルマバツタ、ナキイナゴ



平太夫新田

相模川沿いの河川敷で、市域西部では貴重なまとまりのある草地と帯状の樹林が広がっています。

平塚市側の相模川右岸地域と水域を挟み、つながりを持つとともに、相模川沿いに寒川町から海老名市へと連続する草地の一部となっており、鳥類や昆虫類、小型ほ乳類などの広域的な移動空間としても機能しています。

<確認されている主な生きもの>

植物：オドリコソウ

ほ乳類：カヤネズミ

鳥類：ツグミ、カイツブリ、オオヨシキリ

昆虫類：ジャコウアゲハ、ヒガシキリギリス



ウ 河川

小出川に接した西久保の水田地帯など、一部の農地及びその周辺の水辺や水域では、ニホンウナギやヌマチチブなどの魚類、ヌカエビやモクズガニなどの甲殻類といった水域指標種が確認されています。千ノ川には、アユ、ドジョウなどの魚類やヌカエビ、ミゾレヌマエビなどの甲殻類といった水域指標種が確認されています。



エ 海岸

相模湾に面した海岸沿いには、生きものの生息・生育環境となっている砂浜やクロマツなどの砂防林が広がっています。

柳島

市域の南西端に位置し、海岸と小出川が接する地区です。海岸のサイクリングロード沿いやクロマツ林などで砂浜特有の植物が確認されています。また、春と秋には渡り鳥も確認されており、海岸が渡り鳥にとって休息・採餌場としての役割を果たしていると考えられます。

<確認されている主な生きもの>

植物：コウボウシバ、ハマヒルガオ

鳥類：ウグイス、ホオジロ

昆虫類：ヒガシキリギリス、クロマメゾウムシ





オ 海域

沖合約 1.6km のところにある姥島^{うばじま}は、50 以上の岩礁からなり、その中に標高 4m ほどの姥島本島があり、通称烏帽子岩^{えぼしいわ}と呼ばれています。姥島はクロダイやイシダイの釣り場となっており、カゴカキダイやメジナなども確認されています。また、タイドプール(潮だまり)にはウメボシイソギンチャクやヒザラガイなどの多くの生きものが確認されています。



カ まち

市街地は住宅や商工業施設が多い環境ですが、点在する公園・緑地や社寺林、屋敷林などは、生きものの貴重な生息・生育環境となっています。例えば、高砂緑地には、クロマツを中心とした樹林があり、タチツボスミレやタンキリマメなどの生育が確認されています。また、住宅地内に残されている樹林では、クロカワズスゲやスダジイなどの植物、キマダラセセリやアカホシテントウなどの昆虫類が確認されています。



(3) 暮らしを支える生物多様性

私たちの暮らしは、水や酸素、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止、心を癒す景観、自然のしくみから着想した新技術など、様々な恵みを生物多様性から得ています。

1) 農業・漁業などで得られる供給サービス

温暖な気候に恵まれ、相模川・小出川などの河川が流れ、農業に適した土地です。栽培されている作物はコマツナやハウレンソウ、長ネギ、トマト、キュウリ、ナス、ピーマン、ブドウ、ラッカセイなど多品目にわたります。



野菜(農業での供給サービス)

農家数と面積

区分	農家数(戸)	販売農家	自給的農家	面積(ha)
H 7(005)	689	445	44	
H (0 0)	656	88	68	00
H 7(0 5)	60	4	6	6

作物の類別作付(栽培)面積

区分	稲	いも類	豆類	野菜類		花き類・花木	
	作付面積(ha)	作付面積(ha)	作付面積(ha)	露地作付面積(ha)	施設作付面積(ha)	露地作付(栽培)面積(ha)	施設作付(栽培)面積(ha)
H 7(005)		8	4	67	5	3	2
H (0 0)	9		2	47		3	2
H 7(0 5)		6	3	40	—	1	2

出典：農林水産省 「2015 年農林業センサス報告書」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/280624.html>

農林水産省 「2010 年農林業センサス報告書」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/houkokusyo.html>

農林水産省 「2005 年農林業センサス報告書」

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/05houkokusyo.html>

昔から相模湾一帯は沿岸漁業の好漁場で、漁業が盛んに行われてきました。シラスやアジなどが陸揚げされ、姥島付近では 成 度(009 度)からワカメ養殖が行われています。シラスは生シラスの他、釜揚げシラスやたたみいわしなどに加工されています。豊かな漁場は、植物プランクトンを底辺とした食物連鎖によって支えられており、その植物プランクトンを育む栄養塩や窒素等は、森林や農地で生産され、相模川などの河川を通じて海へともたらされています。



シラス(漁業での供給サービス)



漁業経営体数及び就業者数

区分 年次	経営体数				就業者数
	総数	個人	団体	共同経営	
H 5(00)			1	1	97
H 0(008)	9		6		9
H 5(0)	7		6		89

出典：神奈川県統計センター(平成 27 年(2015 年))「2013 年漁業センサス海面漁業調査結果報告書」

漁獲高状況

魚別 年度	魚種					計(t)
	魚類	甲殻類	軟体類	貝類	海藻類	
H 5(0)	05.5	.	0.	0.	.5	0.6
H 6(0 4)	.	0.8	0.	0.5	.5	7.0
H 7(0 5)	70.7	.	0.5	.6	5.7	79.7

出典：茅ヶ崎市(平成 29 年(2017 年)4 月)「統計年報(平成 28 年版)」



地引き網



ワカメ

地下水採取量(茅ヶ崎市)

年度	事業所数	井戸数	年間採取量 (万 m^3 /年)	日採取量 (m^3 /日)
H 7(0 5)	5	74	4 .2	,6
H 8(0 6)	5	77	8.2	0,9 5

出典：神奈川県(平成 29 年(2017 年))「平成 28 年神奈川県 地盤沈下調査結果」

2) 暮らしを守る調整サービス

湘南海岸一帯では、0 月から 4 月にかけて強い南西風が吹き荒れることがあります。湘南海岸砂防林は、飛砂や塩害、強風を防ぐ役割を担うとともに、沿岸地域の景観を形 しています。そのほか、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透機能による水害の発生の抑制機能などがあります。



湘南海岸砂防林



祭り



自然観察



庭園鑑賞



マリンスポーツ

4) 大気・水資源などで得られる基盤サービス

本市の水道水の大部分は、相模川(寒川浄水場)から供給されています。相模川は、山中湖などを水源として、富士山北麓や丹沢山地の水を集めて相模湾に流れ込みます。上流域の森林が持つ水源涵養機能によって相模川の豊富な水量が保たれており、これは、私たちの暮らしが森林によって支えられていることを意味します。

小出川は^{まさくぼやと}笹窪谷(藤沢市)などを水源とし、相模野台地や北部丘陵の谷戸の水を集めて相模川に合流していますが、これらの水も森林が持つ水源涵養機能によって水量が一定程度に保たれています。



谷戸の水源涵養機能

4. 市民のみどりに対する意識

(1) 市民アンケート

1) 概要

みどりを「守る」、「ふやす」、「もどす(再生する)」の視点で、みどりに関する満足度やニーズについて把握しました。また、生物多様性の言葉の認知度を調査しました。

市民アンケート概要

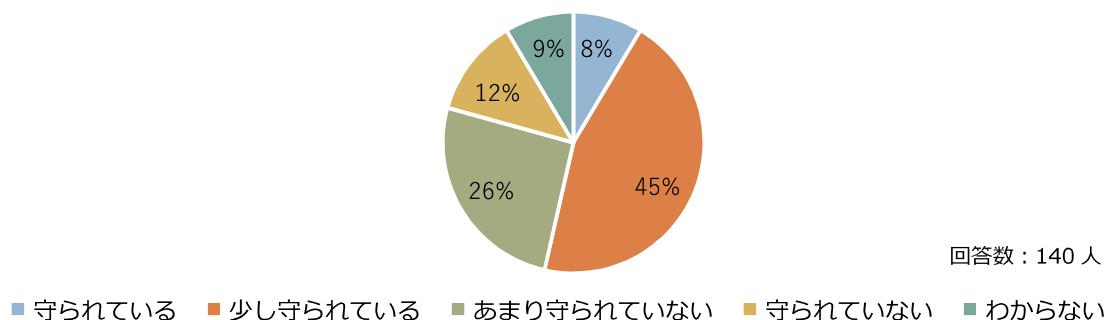
調査対象者	市内在住および在勤・在学者
回答数	40 人(中学生 74 人を加えると 4 人)
抽出方法	茅ヶ崎市役所ホームページでの web アンケートなど
調査時期	9 年(0 7 年) 1 月 日から 2 月 5 日まで

2) 結果

ア みもりを守る

- ・ 「守られている」、「少し守られている」の割合が 5 .6%で、これまでの保全施策の取組に一定の 果があったと考えられます。
- ・ 「海岸のみどり」や「拠点となる大きな公園」の保全が求められています。
- ・ 特別緑地保全地区候補地の中では「行谷」の保全が求められています。
- ・ 「自宅近くの公園」、「街路樹」、「生垣や庭など住宅のみどり」、「学校のみどり」、「社寺のみどり」などの身近なみどりの保全が求められています。

茅ヶ崎のみどりは守られていると思いますか？



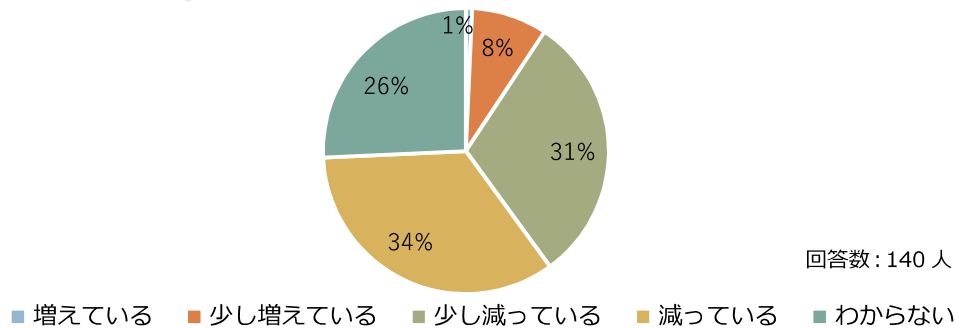
イ みどりをふやす

- ・ 「少し減っている」、「減っている」の割合が 65%となり、みどりを再生・創出するなどのみどりを増やす取組が求められています。
- ・ 「街路樹」や「沿道のみどり」などの沿道緑化の推進が求められています。
- ・ 「生垣や庭など住宅のみどり」や「自宅近くの公園」の回答も多く、身近なみどりを増やす取組が求められています。



- ・ 中学生からは「茅ヶ崎駅前のみどり」の回答が多くありました。

茅ヶ崎のみどりは増えていると思いますか？



ウ みどりをもどす(再生する)

- ・ 「海岸」のみどりの再生が最も多く求められています。
- ・ 「農地」のみどりについても回答が多かったことから、営農支援が求められています。
- ・ 「小出川」、「千ノ川」、「相模川」などの河川のみどりの再生も求められています。

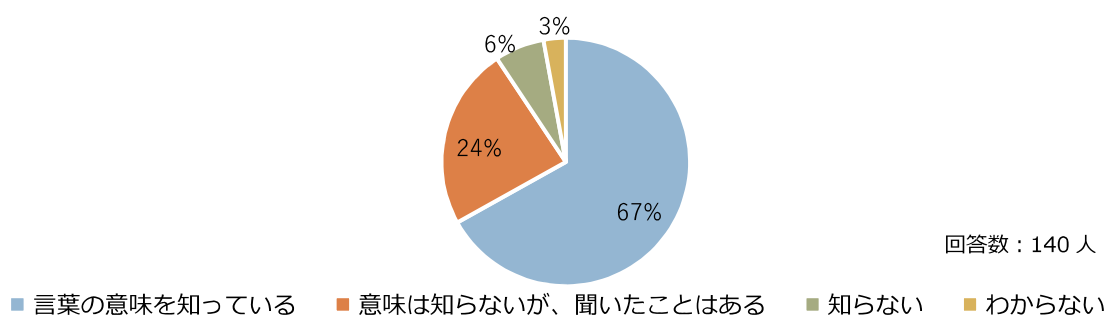
エ その他 「使用したくない」と思う公園

- ・ 「樹木・草等が管理されない公園」が最も多く、続いて「見通しが悪い公園」が多かったことから公園の適切な管理が求められています。
- ・ 「小さすぎる公園」、「ベンチの無い公園」は使用したくないという回答が多く、公園整備の際には広がりのある公園が求められています。（「ベンチしかない公園」については、0代以上からは回答が無く、中学生からは多くの回答がありました。）
- ・ 回答数が少なかったものは「遊具のない公園」「樹木が多い公園」「その他(21)：汚い公園(ゴミなどが落ちている、犬の糞)(6)、設備(トイレや水場)の不足(4)、広域避難所としての機能がない(3)、治安の悪い公園(2)、子供の遊び場の不足(2)」などでした。

オ その他 「生物多様性」という言葉

- ・ 「言葉の意味を知っている」が67%と最も多く、国の調査(6度 6.7%、8度 5.%)と比べても著しく高い結果となっています。
- ・ 本調査は「みどりに関するアンケート」内で実施したために、みどりに関心が高い市民が回答したと考えられ、一方、国の調査は無作為抽出で実施したため、傾向が異なると考えられます。今後、幅広い市民の認知度を向上させるための取組を検討していきます。
(参考：国の調査)環境問題に関する世論調査(6度：内閣府) 6.7%
(参考：国の調査) 8度生物多様性認知度等調査(インターネット調査)(8度：環境省) 5. %

「生物多様性」という言葉を知っていますか。



参考：「参考資料 5. 市民意見 (1) 市民アンケート」

(2) 市民団体ヒアリング

1) 概要

みどりに関する活動状況や課題、活動に対する行政の支援や要望について把握するため、計画策定に係る調査の一つとして実施しました。

ヒアリング内容は、「活動内容」、「活動における課題」、「今後の活動の展望」、「『茅ヶ崎市みどりの基本計画』の改定について」、「生物多様性保全に関する取組について」としました。

調査期間： 9 (0 7) 月 0 日～ 月 0 日

対象は景観みどり課で把握している「保全活動等を行っている団体」及び「赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区での活動を行う有志市民」、「茅ヶ崎市自然環境評価調査の調査員」です。

参加していただいた団体

「生きのこれ川」の応援団、桂川・相模川流域協議会湘南地域協議会、小出川に親しむ会、駒寄川水と緑と風の会、三翠会、清水谷を愛する会、柳谷の自然に学ぶ会、NPO 法人 ゆい、相模川の河畔林を育てる会、生物多様性研究会、茅ヶ崎野外自然史博物館、行谷ツリフネソウ友の会、茅ヶ崎自然連合、茅ヶ崎里山公園倶楽部、ちがさき Green Wave、文教の森プロジェクト、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区での活動を行う有志市民、茅ヶ崎市自然環境評価調査の調査員

2) 結果

ア 今後の活動の展望

- 多くの活動団体で他の活動団体などの組織や小中学校などの教育機関との連携や環境教育へ取り組みたいという意見がありました。また、茅ヶ崎の魅力向上、地域の個性を出せるような活動をしたいという意見もありました。



イ 活動における課題

- ・ 活動における課題では、「活動資金」、「人材」、「情報」、「支援のしくみ及び市への要望」についての意見が多くありました。
- ・ 特に人材不足や高齢化、人材育 の必要性についての意見が多くありました。情報については、どの団体においても会報やHPなどを通して情報発信を行っていますが、一部では市から自然環境に関する情報が共有されていないといった課題も挙げられていました。市への要望としては、庁内連携や関係者間の調整のほか、普及啓発、合意形 や連携のためのしくみづくりが挙げられました。

ウ 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の施策について

- ・ 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の施策全般について、様々なご意見がありました。
- ・ 「計画の目標」では、目指すべき自然の状態をどの年代とするのか、という視点も取り入れた目標にしてはどうか、という意見がありました。
- ・ 「地区別の方針」では、北部丘陵についての意見が多く、特に行谷の保全が挙げられました。その他では河川のネットワーク構築、農地保全、市街地のみどりの減少への対策について意見がありました。
- ・ 「計画の推進」については特に意見が多く、行動計画や進行管理により計画の実効性を高めること、人材育 の推進、推進する体制として庁内連携、市民との連携の必要性などが挙げられました。
- ・ 「生物多様性保全に関する取組」については、自然環境評価調査の生物情報や調査技術の伝達の必要性、調査結果を活用した保全、危機的な場所の重点的な保全などについての意見がありました。また、環境教育を通じた普及啓発や保全のためのしくみづくりについても意見がありました。

参考：「参考資料5. 市民意見（2）市民団体ヒアリング」

(3) 事業者アンケート

1) 概要

市内事業者の生物多様性に関する認識や取組の現状と課題を把握し、生物多様性の施策を検討するための参考としました。

事業者アンケート概要

調査対象	茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会 9 社 ※茅ヶ崎市内の工場、事業所における良好な環境づくりを行うとともに地域社会との調和を図りつつ工場緑化を推進することを目的とする協議会
回答数	有効回収数(率)6 社(3 %)
調査時期	8 年(0 6 年) 月 9 日配布 9 年(0 7 年) 1 月 8 日までに回収

2) 結果

ア 事業者の属性

- ・ 事業者全体の従業員数は 000～4999 人が最も多く、大企業が多くなりました。
- ・ 市内の従業員数は 00～500 人が最も多くなりました。
- ・ 資本金は 0～ 00 億円が最も多くなりました。
- ・ 事業継続 数は全て 50 以上の企業でした。

イ 生物多様性に関する認識

- ・ 「事業活動と関係はあるが、それほど重要視していない」、「事業活動との関連性は低く、重要視していない」が多く、生物多様性への取組を重要視していない企業が多くなりました。

ウ みどりや生物多様性に関する取組の現状と方向性

- ・ 「取組を行っている」「取組を行う予定で検討している」が多く、何らかの取組を行っている又は行う予定があるとしています。取組内容は「本来業務における生物多様性への配慮」が最も多く、連携している社外関係者では、「地方公共団体」が多くなりました。
- ・ 従業員に対しての教育では、「行うことを検討している」、「行っていない」が多く、会社としての取組はあるが教育が不足しているため、教育のための機会が求められています。
- ・ 取組場所は「公園・花壇等の身近な緑地」、「里地・里山」が多く挙げられました。

エ 取組の可能性について

- ・ 取組を推進するために必要だと思うことは、「経営層や従業員向けセミナー・シンポジウム等の開催」などの回答がありました。

参考：「参考資料 5. 市民意見 (3) 事業者アンケート」



5. みどりの課題

本市のみどりの現況、社会情勢の変化や本市のこれまでの取組、市民・事業者アンケート、市民団体ヒアリングなどからみどりの課題と取組の方向性を整理しました。これらを踏まえながら、具体的な取組の検討を行いました。

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

- ・ 本市の都市公園の数や面積は増加傾向ですが、神奈川県の5.45 m²/人(9 (0 7) 月)^{*}と比較しても少ない状況であり、引き続き公園の整備を進める必要があります。
- ・ 身近なみどりが求められる傾向があり、みどりの保全や創出を支援する制度の活用を進めていく必要があります。
- ・ 身近なみどりをより良好な状態に維持するため、協働による取組や人材育 進 推進する必要があります。
- ・ 少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、みどりをコミュニティ活動や健康づくりに活用していくことが求められています。
- ・ 緑地を確保するため、樹林地などのみどりの保全や緑化を推進する必要があります。
- ・ まちのみどりの不足や増加が予測される空き地などの活用に関する対応が求められています。民間が主体となり、公園と同等の空間を創出する市民緑地認定制度などを活用していく必要があります。
- ・ みどりの防災・減災機能を活用したまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 農地では農産物生産の場としての役割に加えて、遊水機能などの防災機能をはじめとした多様な機能に着目した取組を推進する必要があります。
- ・ 海岸や里山の自然景観とともに歴史と文化が息づく個性あるまちなみのみどりが本市の景観形 において重要であり、保全と活用が求められています。

※神奈川県 HP (平成 28 年度)「一人当たり公園面積の推移」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/tu5/cnt/f6599/p1144673.html>

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

- ・ 生物多様性が確保されたみどりを保全するため、自然環境評価調査により特に重要度の高い自然環境とされた地域の保全を進める必要があります。
- ・ 生きものの生息・生育環境の分断・孤立を防ぐため、生態系ネットワークを維持・形 する する必要があります。
- ・ みどりとふれあうことを通じて、生物多様性の保全への理解を進める取組が求められます。
- ・ 茅ヶ崎市全域において、外来種への対策を講じる必要があります。

- ・ 市民や事業者、教育機関などの様々な主体による生物多様性の保全に関する取組を推進するために支援を行う必要があります。

(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり

- ・ 行政の情報提供や市民参加の促進により、市民の意見を反映したみどり豊かなまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 北部丘陵や河川を中心に市内では多くの団体が活動されていますが、高齢化や人材不足が指摘されており、人材育 成を推進する必要があります。
- ・ 環境教育などを通じて、みどりの保全・再生・創出に関する理解を得る必要があります。

第2章

計画の目標

生きもの紹介 タゲリ

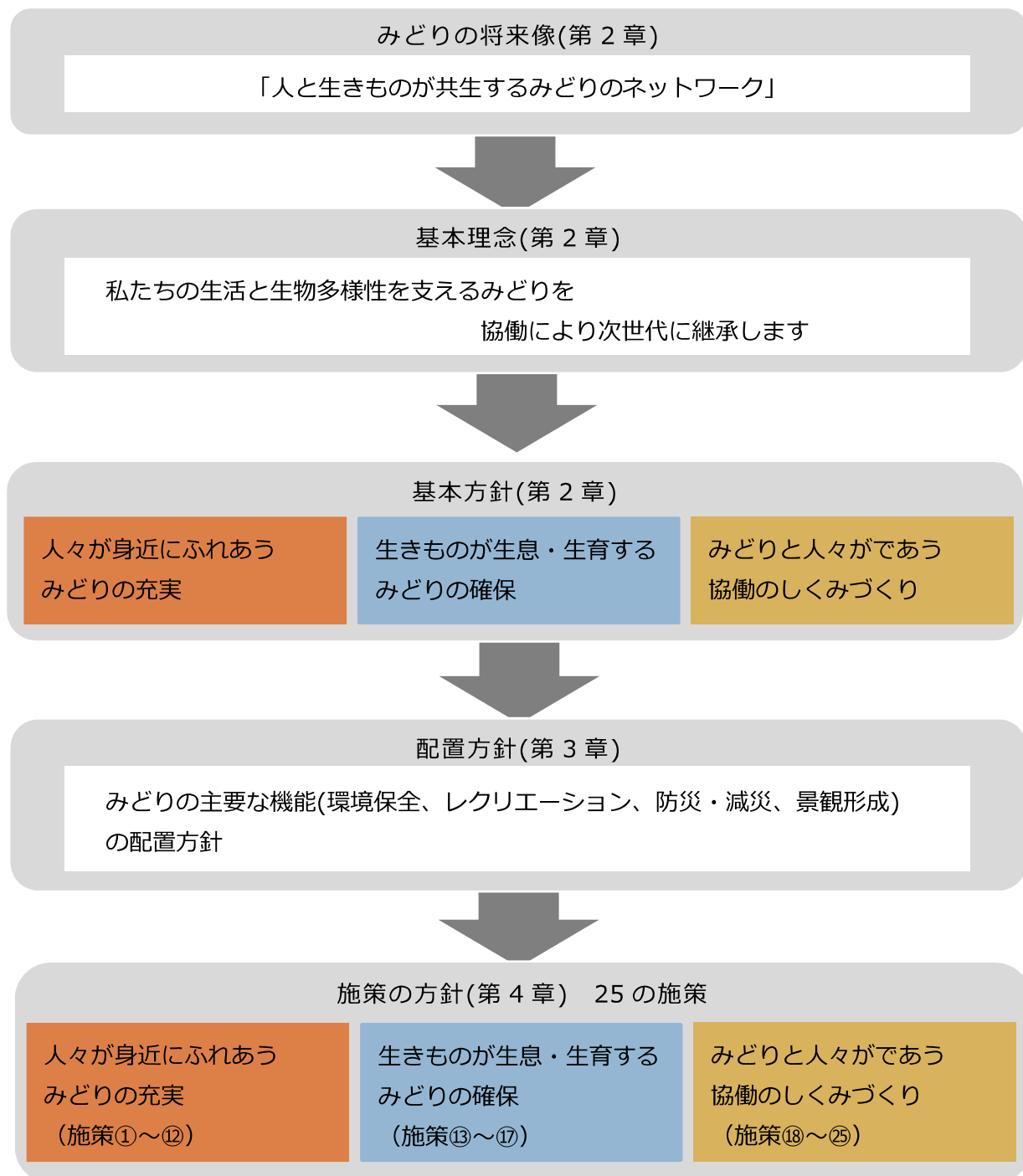


頭にはかざり羽があります。冬鳥として北方から渡って来て、田んぼの刈りあとなどに群れをつくれます。かつては市内の水田で越冬していました。

イラスト 森上義孝

第2章 計画の目標

第2章では、目指す将来像や基本理念を位置づけています。また、将来像の実現に向け「身近なみどり」、「生きものが生息・生育するみどり」、「協働」の3つの面からの基本方針を定めています。そして、3つの基本方針を基本的な柱として、第3章では機能ごとの配置方針を定め、第4章において具体的に25の施策へと展開を図っています。





1. みどりの将来像

「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」

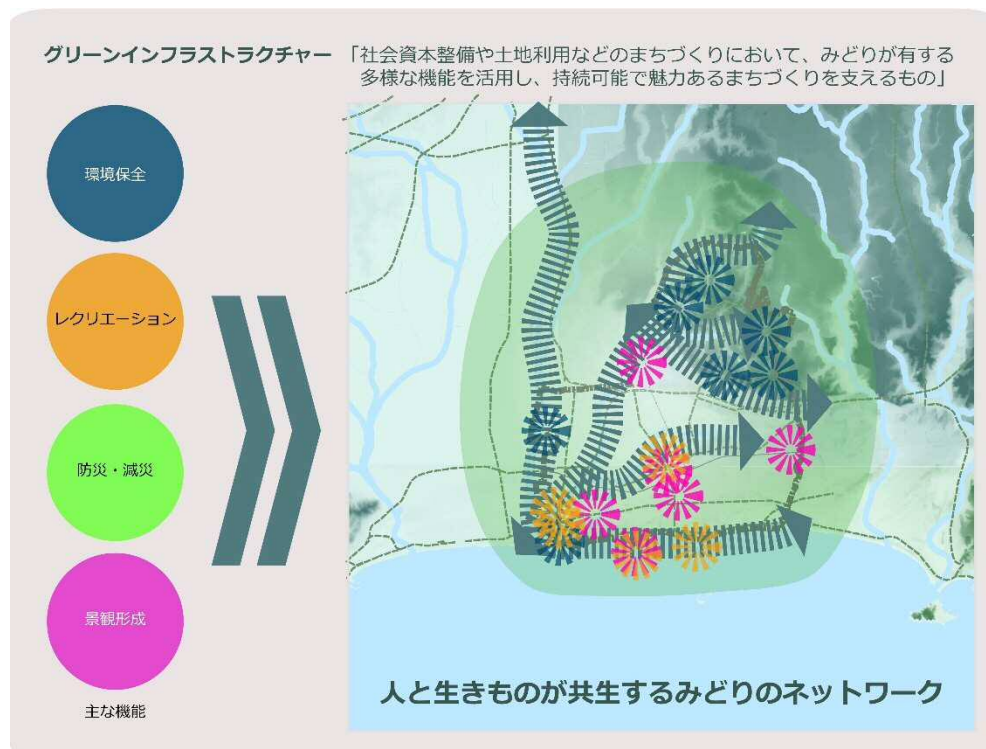
本計画が目指す「みどりの将来像」を「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」とします。

本計画では「みどり」を樹林や農地、水辺、公園、海岸、住宅地の庭などと、これらと一体となった生きものの生息・生育環境としています。

また、みどりには、環境保全機能(生きものの生息・生育環境の形成、温室効果ガスの吸収、ヒートアイランド現象の緩和など)、レクリエーション機能(自然とのふれあいやスポーツ、遊び場など)、防災・減災機能(水害などの自然災害軽減、延焼遅延など)、景観形成機能(自然景観の形成、歴史的まちなみの形成など)などの多様な機能があります。これらの多様な機能を発揮させることにより、健康増進やコミュニティの形成、観光振興など経済・活力維持などの様々な効果が得られ、人々の生活を支える基盤ともなっています。また、多様なみどりがあることで豊かな生態系が形成されます。

さらに、第3章では、みどりの機能である環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成からみたみどりの配置方針を定めており、それらを総合的に踏まえたみどりの配置方針が本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」になります。

このように、みどりをグリーンインフラストラクチャーととらえた取組を推進し、みどりのネットワークの形成を目指します。



みどりの将来像の概念図

2. 基本理念

私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを

協働により次世代に継承します

みどりは、豊かな自然環境を形成し、生活にうるおいを与えてきました。

私たちは、これらのみどりにより、自然とのふれあいの場や安全・安心な生活、優れた景観を享受し、それらを通じて健康的で豊かな生活を送ってきました。本計画が目指す将来像である、「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」を実現するための基本理念を、「私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを協働により次世代に継承します」とし、これからも、各主体が本計画の目指す方向性を共有して、みどり豊かなまちづくりを推進します。

なお、協働とは、様々な主体が同じように行動するだけでなく、みどりの将来像の実現に向けて、それぞれの立場で主体的に行動していくことを示しています。

3. 基本方針

みどりの将来像を実現するため、基本理念を踏まえた3つの基本方針を定めました。また、基本方針の中で、みどりのネットワークを形成するために重要な、まち、河川、海岸、農地、北部丘陵のみどりに関する基本的な考え方を定めます。

基本方針(1)

人々が身近にふれあう
みどりの充実

基本方針(2)

生きものが生息・生育
するみどりの確保

基本方針(3)

みどりと人々がであう
協働のしくみづくり



基本方針（１）人々が身近にふれあうみどりの充実

公園や市街地に残された樹林などの民有地、街路樹などの様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を活用し、豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進します。

1) まちのみどりの保全・再生・創出

日常生活にうるおいを与え、みどりとのふれあいの機会を提供する身近なまちのみどりの保全・再生・創出を進めます。

公園は、自然とのふれあいやレクリエーション、余暇活動の場として利用促進を図り、子どもからお年寄りまで幅広い世代の心身のリフレッシュや健康増進などの効果を発揮します。特に、日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園・緑地の整備を推進します。

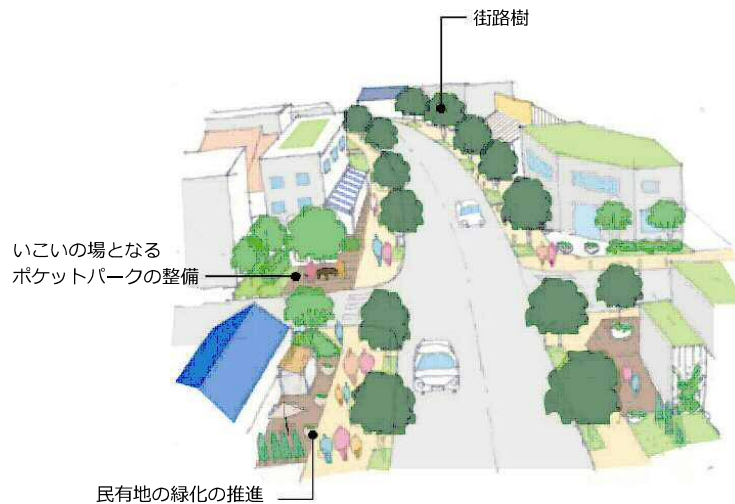
また、生きものの生息・生育環境や生物多様性に配慮した緑化を推進するとともに、防災・減災機能に着目し、市民の安全・安心な生活に寄与するみどりの保全・再生・創出を進めていきます。



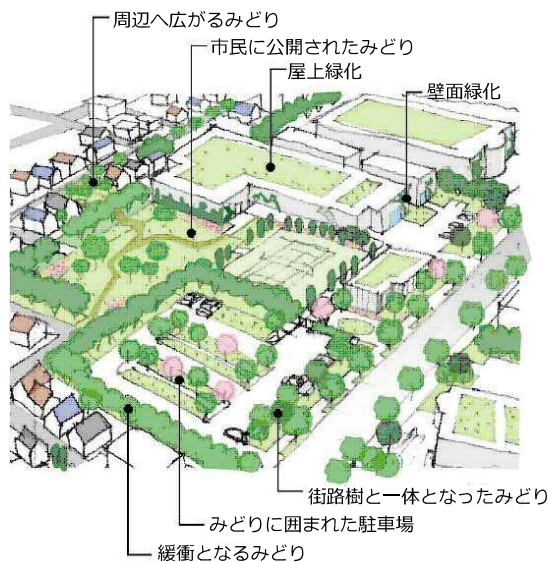
身近なみどりの将来像



住宅地のみどりの将来像



道路のみどりの将来像



工場のみどりの将来像

2) 都市公園の適正な管理と利用

都市公園では、遊びなどのレクリエーションの場としての機能を確保するとともに、利用者の安全確保のための施設点検・修繕や生物多様性に配慮した植栽管理などの計画的な維持管理を推進します。

また、市民により親しまれる公園とするため、利用者のニーズを把握し、多様な主体と連携した公園管理や産業や福祉分野なども含めた活用のための事業を検討します。

さらに、都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度利用を検討し、協働や指定管理者制度による維持管理や利活用の推進を図ります。



3) 河川のみどりのネットワークの形成

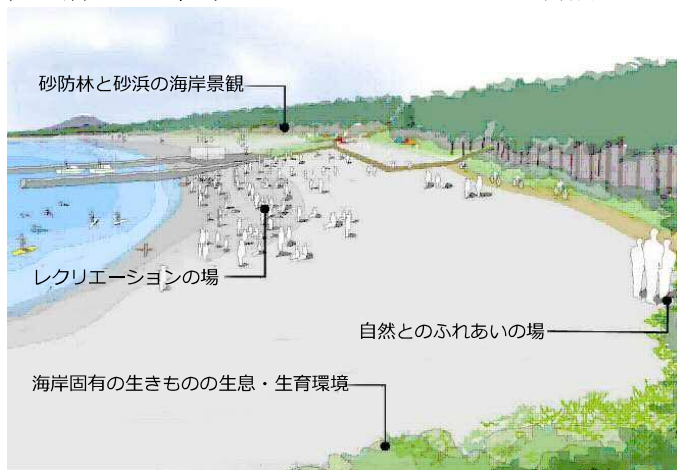
相模川や小出川、千ノ川、駒寄川などの河川の流域特性を踏まえて、周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働によるみどりの保全・再生を推進します。

河川の水辺空間については、市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場の創出や生物多様性に配慮した川づくりを推進します。



4) 海岸のみどりの保全・再生

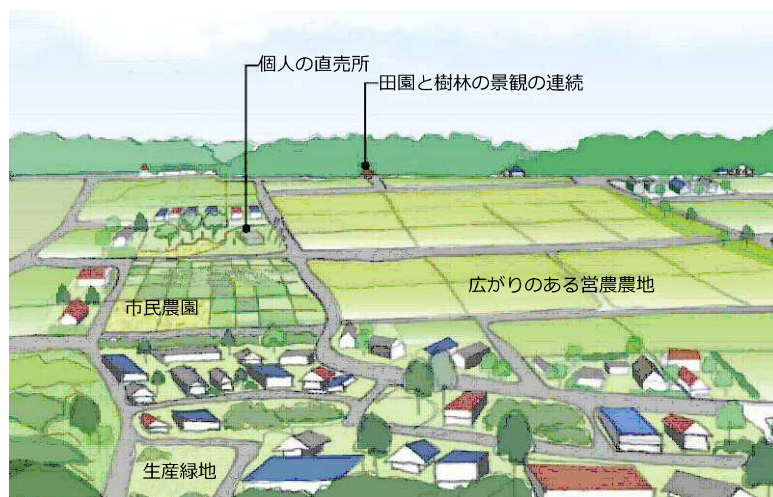
砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生することで生物多様性を確保します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を活かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。



5) 多様な機能をあわせ持つ農地のみどりの保全

農地には、農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成などの多様な機能があるとともに、生きものの生息・生育環境などとして、生物多様性の保全に寄与しています。市街化調整区域では、農業振興地域・農用地区域の継続、市街化区域では生産緑地の保全に努めるとともに、地産地消の推進などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、平成 29 年(2017 年)の法改正により、都市緑地法で規定される緑地に農地が含まれるものとして位置づけられるとともに、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地が都市にあるべきものとして位置づけられました。これらの法改正を踏まえた、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農業施策の実施を推進します。



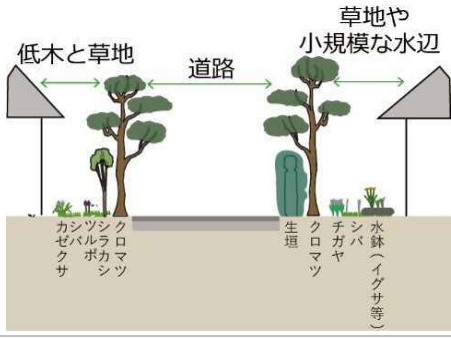
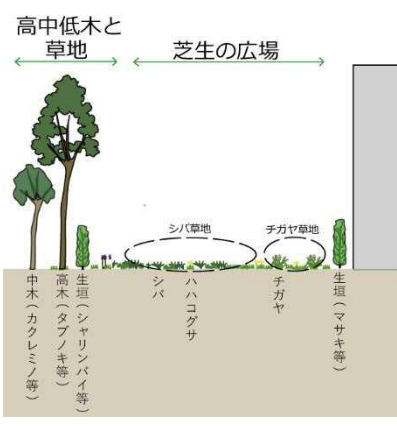
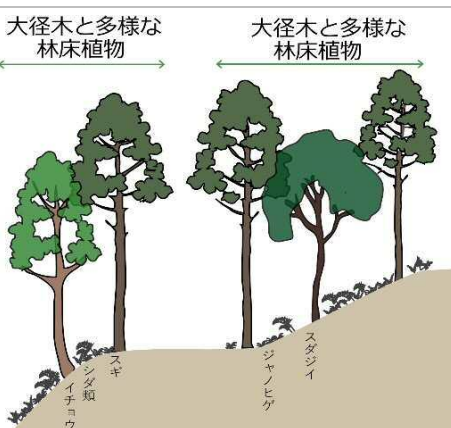
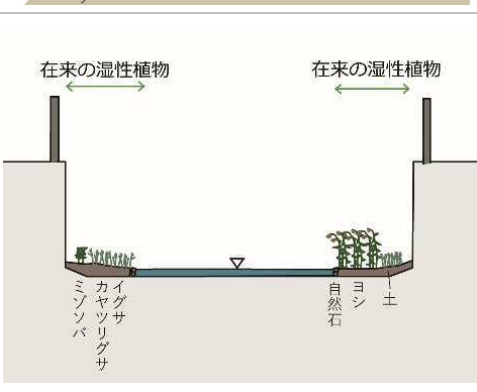
農地のみどりの将来像



コラム 身近なみどりにおける生物多様性に配慮した緑化とは？

身近なみどりにおける生物多様性に配慮した緑化では、それぞれの場所での植栽などの工夫によって生きものが生息・生育しやすい環境をつくることが大切です。ここでは、身近なみどりにおける生物多様性に配慮した緑化のイメージを紹介します。

身近なみどりの特徴	緑化のイメージ
公園など 主に樹木などの植栽と広場などの草地から構成されます。在来種による植栽などを行い、草地は様々な草丈となるよう管理することでそれぞれの環境に特徴的な昆虫類などの生きものの生息環境となります。	様々な高さの草地 チガヤ草地 シバ草地 ススキ草地 ケヤミレ チガヤ シバ ネノオ カサネバ ナグサ ツルボ ススキ ヒヨドリバナ メヒシバ タイアザミ
公共施設など 主に樹木などの植栽やパーゴラなどから構成されます。屋上や壁面も活用し、在来種による植栽などを行うことで、地域の野草や野鳥、昆虫類などの生息・生育環境となります。	芝生の広場 高中低木と草地 屋上緑化 シバ草地 シバ ハハコグサ 花壇 パーゴラ 生垣 高木（コナラ等） 中木（ガマズミ等）
学校 主に樹木などの植栽や草地、水辺などから構成されます。在来種による植栽などを行うことで、地域の野草や野鳥、昆虫類などの生息・生育環境となります。また、浅い池を中心としたビオトープは水辺の生きものの生息・生育環境となり、植栽樹や草地、みどりのカーテンは昆虫類、トカゲ類などの生息環境となります。	高中低木と草地 芝生の校庭 屋上緑化 小規模な池 生垣 高木（コナラ等） チガヤ ミノソバ イグサ 低草草本 カヤツリグサ 中木（ガマズミ等） 花壇
道路 主に樹木などの植栽帯により構成されます。在来種等の高木、中木、低木、草本による階層構造のある植栽帯を設けることで様々な生きものの生息・生育環境となります。	歩道 植栽帯 道路 植栽帯 歩道 草本（ジャノヒゲ等） 低木（ツツジ等） 中木（ネズミモチ等） 高木（ケヤキ等） 低木（ヒサカキ等） 中木（ヒサカキ等） 高木（ケヤキ等） 草本（ツワブキ等）

身近なみどりの特徴	緑化のイメージ
住宅地 主に生垣や庭木などから構成されます。クロマツなどの高木を残しつつ、在来種による植栽などを行い、水鉢などの小規模な水辺をつくることで鳥類や昆虫類などの生きものの生息・生育環境となります。	
集合住宅 主に樹木などの植栽や広場により構成されています。在来種の高木、中木、低木、草本による階層構造のある植栽帯を設けることで様々な生きものの生息・生育環境となります。草地は様々な草丈となるよう管理することでそれぞれの環境に依存する昆虫類などの生きものの生息環境となります。	
社寺 主に社寺林などの樹林地から構成されます。大径木のスダジイ・イチョウ・スギなどは猛禽類などのすみかとして利用されることもあり、様々な生きものの生息環境となります。樹林の林床にはシダ類、ジャノヒゲなどの在来草本の生育環境となります。	
河川・水路など 水中の水草や水辺の湿地性植物から構成されます。底質の土などを残すことで水中はエビモなどの沈水植物やガマなどの抽水植物、魚類、甲殻類などの動物、水際はヨシ、ミゾソバなどの湿地性植物、昆虫類などの動物の生息・生育環境となります。	



基本方針（２）生きものが生息・生育するみどりの確保

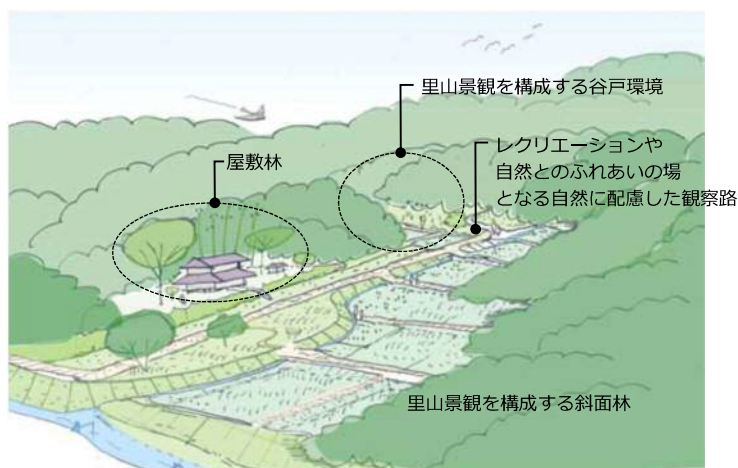
現在、地球規模で私たちの生活を支えている生物多様性が失われつつあります。人々が将来にわたり生物多様性からの恵みを受けて豊かな生活を送れるよう、生物多様性の保全に関する取組を推進する必要があります。生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。また、様々な生きものを育んできた北部丘陵をはじめとした様々なみどりの状況を把握し、保全・再生に取り組んでいきます。

1) 特に重要な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成

生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置づけられた柳谷^{やなぎやと}や行谷^{なめがや}、清水谷^{しみずやと}、長谷^{ながやと}、赤羽根十三図^{あかばねじゅうさんず}、平太夫新田^{へいだゆうしんでん}、柳島^{やなぎしま}を生態系ネットワークの核（コア）として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。また、これらの貴重な自然環境を周知する取組を通じて、生物多様性の保全や持続可能な利用について理解を得る取組を進めます。

北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、生活と自然の関わりのなかで形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体として保全するために、緑地保全や景観形成などの複合的な施策を推進していきます。斜面林や草地、水辺などが一体となっている谷戸環境に依存する生きものの生息・生育環境を保全し、里山の生物多様性を保全・再生していきます。

また、自然とのふれあいや環境学習の場づくりに取り組み、市民・事業者・行政の協働による適切な里山管理を推進します。



北部丘陵のみどりの将来像

2) 生きものの保全と外来種対策

「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の掲載種の生息・生育環境の保全・再生に努めるとともに、外来種の侵入・拡散の防止策の実施や支援を検討します。また、「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を継続し、生きものの生息・生育状況の把握に努めます。

基本方針（３）みどりと人々がであう協働のしくみづくり

みどりへの関心を高め、本計画を推進していくために、緑化推進や生物多様性の保全のための情報発信により、みどりと人々がであう機会を拡充させます。また、公園や公共施設をはじめとした様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人がであう機会を創出します。

みどりは都市公園などの施設緑地以外にも、法や条例などによる地域制緑地や農業や産業において利用されているものなど多種多様であり、市民や事業者などの様々な主体が関わっています。また、みどりを維持管理していくには多大な労力が必要です。そのため、みどりの将来像を実現するために、市民・事業者・行政などが同じように行動するだけでなく、それぞれの立場で主体的に行動していくことを推進します。

市民・事業者・行政の主体的な活動を推進するため、市民や事業者の表彰制度を検討するとともに、行政においては、神奈川県などの関係機関との連携を推進します。さらに、みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成のしくみの構築や、事業者や学校など教育機関でのみどりや生物多様性に関する事業を進めるための環境教育の場を増やしていきます。



観察会



保全管理作業



4. 計画の進捗状況を確認する指標

計画の進捗状況を「緑地の確保量」と「重要度が高い自然環境における指標種の確認状況」、「みどりや生物多様性に関する市民の意識」を活用して確認します。各指標は3つの基本方針とそれぞれ関連が深いものとなっています。各指標の状況をみどり審議会へ報告し、より効果的にみどりの将来像を実現できるよう、施策の内容などを検討します。

指標(1)

緑地の確保目標量

関係する基本方針(1)
人々が身近にふれあう
みどりの充実

指標(2)

重要度が高い自然環境 における指標種の確認 状況

関係する基本方針(2)
生きものが生息・生育
するみどりの確保

指標(3)

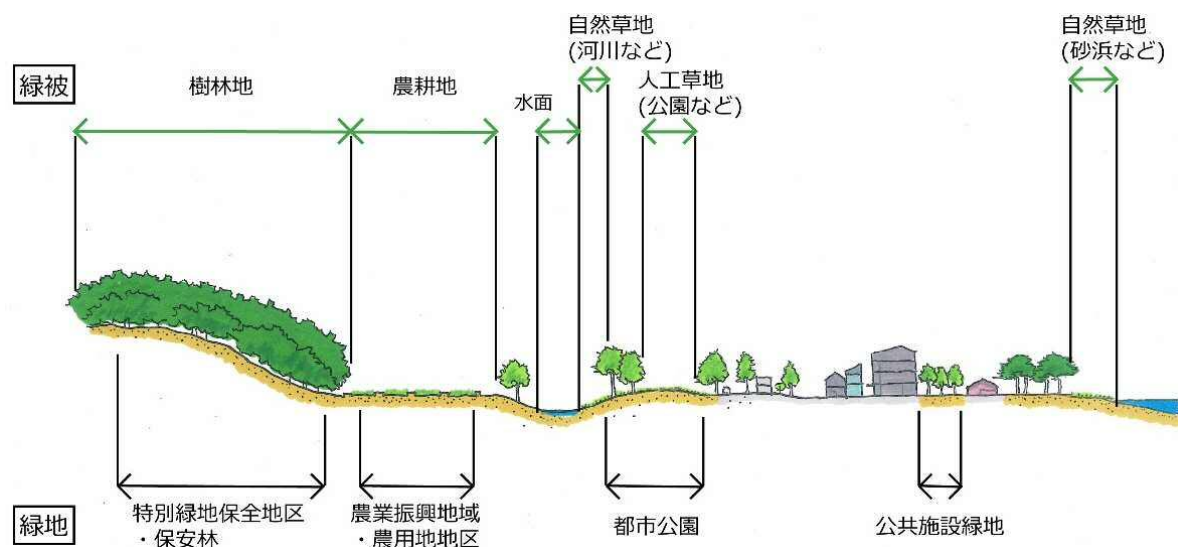
みどりや生物多様性に 関する市民の意識

関係する基本方針(3)
みどりと人々がであう
協働のしくみづくり

(1) 緑地の確保量

人々が身近にふれあうみどりや生きものが生息・生育するみどりを確保することを目指し、緑地の確保量を指標とします。緑地には、都市公園等の施設として整備する施設緑地と特別緑地保全地区や保存樹林など制度として整備する地域制緑地があります。

なお、みどりの分布は緑被（第1章参照）でも把握することができますが、分析の精度によって数値が変動する可能性があることや航空写真を基に分析するため毎年度の調査実施が難しいという課題もあります。こうしたことから、本計画の指標は「緑地の確保量」としています。



緑被と緑地のイメージ

1) 緑地の確保目標量

目標年次（平成 40 年(2028 年)）における緑地の確保目標量を次のように設定します。なお、緑地面積の詳細は「参考資料 6.緑地面積総括表」に記載しています。

緑地の確保目標量		
項目	基準年次 (平成 30 年(2018 年))	目標年次 (平成 40 年(2028 年))
市街化区域面積 (2,221ha)における緑地面積(割合)	191.38ha (8.62%)	192.46ha (8.67%)
都市計画区域面積 (3,576ha)における緑地面積(割合)	655.11ha (18.32%)	684.08ha (19.13%)

2) 都市公園等^{※1}の施設として整備すべき緑地の目標

目標年次（平成 40 年(2028 年)）における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を次のように設定します。

都市公園等の確保目標量		
項目	基準年次 (平成 30 年(2018 年))	目標年次 (平成 40 年(2028 年))
都市公園の市民一人当たり面積 ^{※2}	3.37 m ² /人	3.58 m ² /人
都市公園等の市民一人当たり面積 ^{※2}	4.95 m ² /人	4.98 m ² /人

※1 都市公園等は、都市公園に加え、児童遊園、青少年広場、未公告公園・緑地などの都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設を示します。

※2 都市公園及び都市公園等の市民一人当たり面積について、基準年次（平成 30 年(2018 年)）においては、都市公園の面積（814,590 m²）及び都市公園等の面積（1,195,360 m²）をそれぞれ人口（241,532 人）で除した数値を用いています。目標年次（平成 40 年(2028 年)）においては、都市公園の確保目標面積（852,800 m²）及び都市公園等の確保目標面積（1,184,200 m²）をそれぞれ平成 40 年(2028 年)の推定人口（237,904 人）で除した数値を用いています。

(2) 重要度が高い自然環境における指標種の確認状況

自然環境評価調査などにより、重要度が高い自然環境の生きものの生息・生育状況を把握し、より良好な状態で自然環境を保全することを目指し、確認できる指標種数を維持することを指標とします。

なお、指標種の確認数が維持されていても、固有性の高い種の減少や確認種の分布状況の変化、環境区分ごとの確認種の割合の変化などの状況により、遷移の進行など環境の変化に注意が必要な場合があります。

自然環境評価調査は、市民との協働による調査であり、これまで計 3 回の調査の中で調査地域や調査方法、調査体制などを検討しながら実施してきており、調査精度の違いにより確認種数の増減がみられます。また、気候変動などの地球規模での環境の変化が調査結果に影響を与える可能性があるとともに、生きものの発生や飛来状況は年により変動します。

このような調査の特性をふまえながら、調査結果を総合的に分析・評価し、必要に応じて保



全施策や保全管理作業のあり方などを検討します。

これまでの3回の調査を実施する中で指標種や調査範囲の見直しを行ったため、第3回調査を基準とします。

自然環境評価調査での指標種の確認状況(平成30年(2018年))と目標

項目	基準年次 (平成30年(2018年))	目標年次 (平成40年(2028年))
自然環境評価調査での重要度が高い自然環境での指標種の確認状況	柳谷(75種)、行谷(72種)、清水谷(63種)、長谷(38種)、赤羽根十三図(42種)、平太夫新田(28種)、柳島(28種)	確認できる指標種の数を維持する

(3) みどりや生物多様性に関する市民の意識

みどりに対する意識や生物多様性の言葉の認知度などの市民意識が向上することを目標とします。目標を確認するアンケートは計画期間の中期及び期末に実施し、結果を施策内容の検討などに活用します。アンケート内容は、本計画の策定時に実施したアンケートや既存の関連アンケートの活用を基本に、協働に関する設問の追加などをアンケート実施時に検討します。

●アンケートの視点と参考となる調査

○みどりの量に関する市民の意識

計画作成時(平成29年(2017年))に実施したアンケート結果

項目	結果
みどりをふやす 「増えている」「少し増えている」の割合	10.0%

○みどりの質(満足度)に関する市民の意識

茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査(平成29年(2017年))

項目	結果
「あなたは、どんなところに茅ヶ崎市の魅力を感じていますか」に対する「自然や緑、水が豊か」の選択割合(複数回答)	41.2%

○生物多様性に関する市民の意識

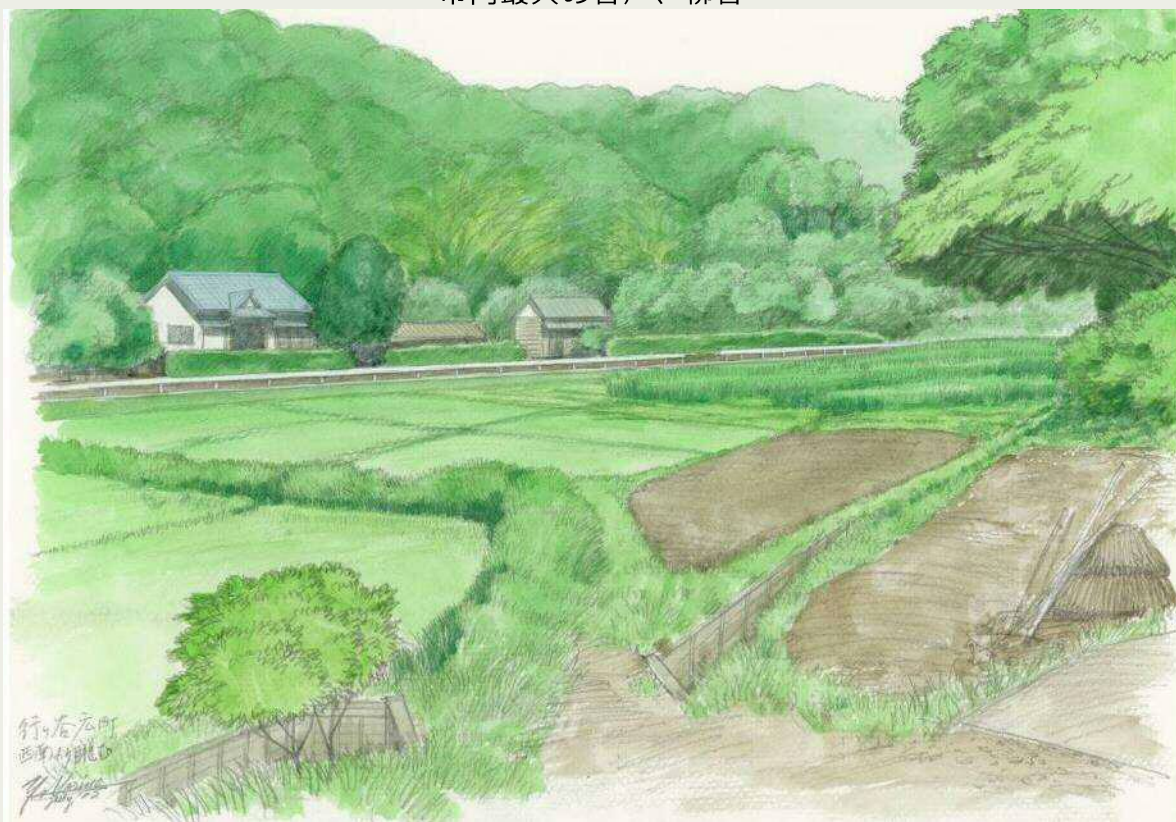
平成28年度生物多様性認知度等調査(環境省インターネット調査)(平成28年(2016年))

項目	結果
あなたは「生物多様性」という言葉を知っていますか。	25.3%
	環境省アンケート

出典：環境省報道発表資料「第7回国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の開催結果について」
資料8 平成28年度生物多様性認知度等調査(インターネット調査)結果
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/106365.pdf>



市内最大の谷戸、柳谷



昔ながらの景観が残されている行谷の谷戸

イラスト：森上 義孝

第3章

みどりの配置方針

生きもの紹介



ニホンヤモリ

民家周辺で昆虫やクモなどを食べています。夜行性で冬は冬眠します。市内では各所で見られます。

イラスト 森上義孝

第3章 みどりの配置方針

1. 基本方針

みどりの主要な機能である環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成からみたみどりの配置方針を定めています。また、それらを総合的に踏まえたみどりの配置が本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」になります。さらに、レクリエーション機能と関連が深い都市公園の整備及び管理の方針を定めています。

また、周辺の藤沢市や平塚市、寒川町とのつながりを意識することで、広域的なみどりのネットワークの形成を目指します。



2. 周辺市町の計画

周辺市町の計画は以下のとおりです。

○藤沢市

「藤沢市緑の基本計画 2011 年(平成 23 年)3 月」では、みどりの軸線として「湘南海岸ベルト」や「中央ベルト」、「小出川ベルト」が本市につながる緑地配置計画となっています。

また、「藤沢市生物多様性地域戦略」(平成 30 年(2018 年))に統合された「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画」(2007 年(平成 19 年))では、「^{うちみどり}打戻・小出川合流域」や「城南斜面緑地」、「辻堂海岸」が本市につながる保全型ビオトープ核エリアとなっています。

○平塚市

「平塚市緑の基本計画(第 2 次)(平成 22 年 3 月)」では、緑と水の将来構造と目標として「湘南海岸の緑・水辺軸」、「相模川・金目川の緑・水辺軸」が本市につながる緑地配置計画となっています。

また、「平塚市環境基本計画(平成 29 年 3 月)」では、自然環境分野の施策としてみどりのネットワークの形成を位置づけています。

○寒川町

「寒川町みどりの基本計画」(平成 30 年現在改定中)では、小出川西側に沿って農地やみどりの核となる施設緑地などが連続する将来像を検討しています。

3. 機能別の配置方針

(1) 環境保全機能からみたみどりの配置方針

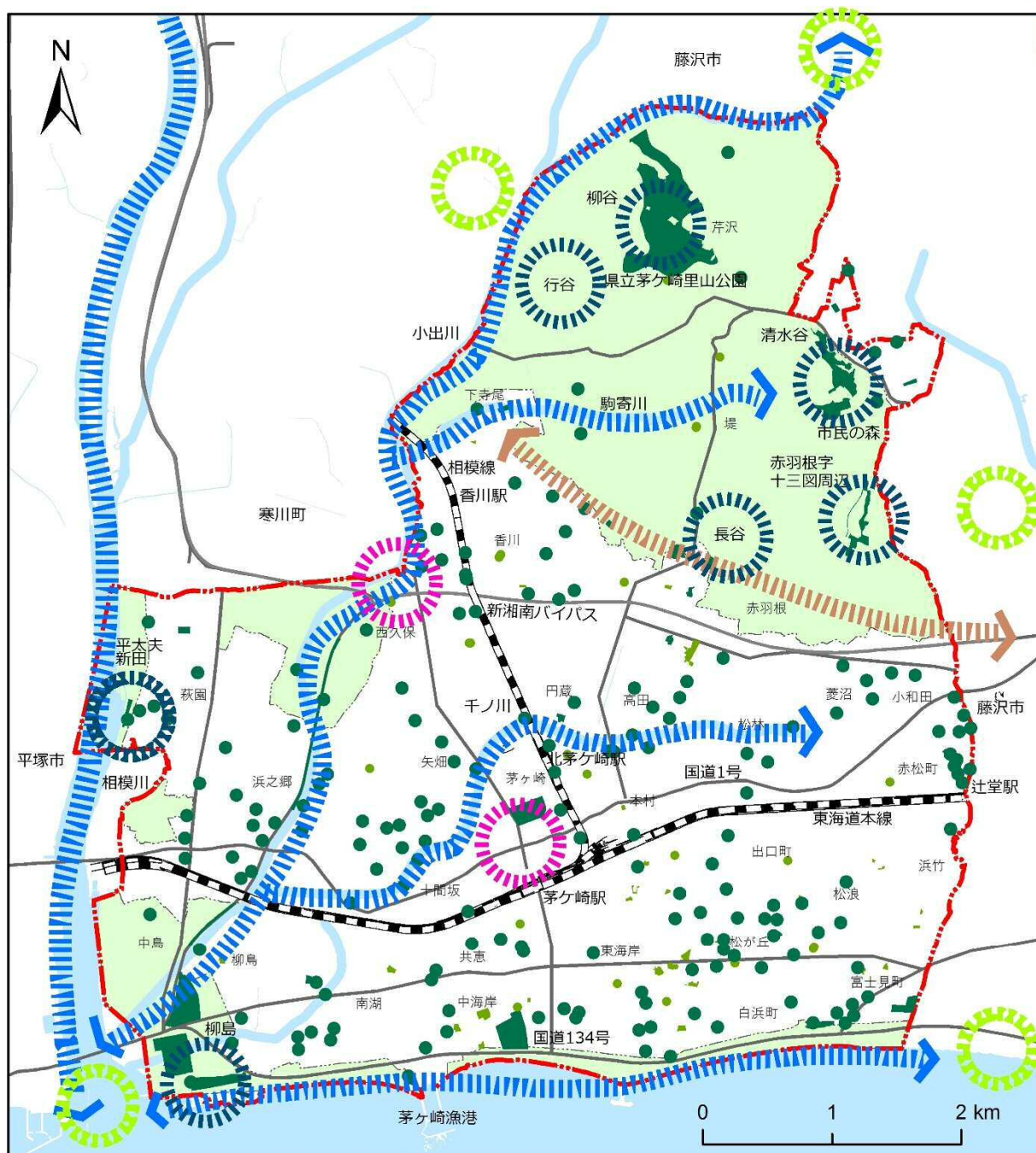
環境保全機能は生きものの生息・生育環境としての機能や気象の緩和など環境の維持や改善に資するみどりの機能です。生物多様性の保全にも密接に関連することから、多様な生きものが多く見られる地域をネットワークの核（コア）と位置づけ、相互に繋いでいく生態系ネットワークの形成を目指します。また、相模川や小出川などの河川、北部丘陵の斜面林や農地、海岸に沿って分布する海岸林や市街地のみどりは、核となる生きものの生息・生育空間をつなぐとともに、生きものの移動経路などとしても利用されています。

1) 拠点となる生きものの生息・生育空間の保全

- ・ 自然環境評価調査の結果から「指標種が数多く確認されている地区」や「固有性が高い地区」、「生きものの移動空間となっている地区」として示された特に重要度の高い自然環境である柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三区、平太夫新田及び柳島の7地域を生態系ネットワークの核（コア）として優先的に保全
- ・ 保全にあたっては、土地利用に対する規制制度や生きものの生息・生育環境に配慮した保全管理のしくみづくりなどの複合的な施策を展開

2) 生きものの生息・生育空間をつなぐみどりの確保

- ・ 生態系ネットワークの核をつなぐみどりの保全・再生・創出
- ・ 生きものの生息・生育空間や移動空間となる河川や斜面林、海浜、海岸林の保全
- ・ 自然環境評価調査の結果より抽出された生きものの移動空間として重要な地点・地域（中央公園周辺・小出川大曲橋周辺）の保全・再生



凡例

- | | | | |
|--|-------------------|--|-------------|
| | 拠点となる生きものの生息・生育空間 | | 市街化調整区域のみどり |
| | 生きものの移動経路として重要な場所 | | 都市公園・緑地 |
| | 周辺市町の生態的に重要な地域 | | 保存樹木・樹林 |
| | 河川・海岸の生態系ネットワーク | | |
| | 陸域の生態系ネットワーク | | |

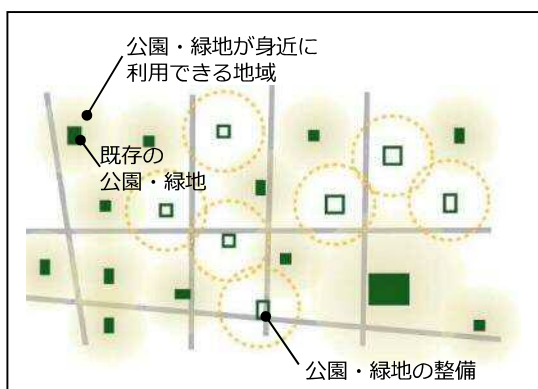
環境保全機能からみた配置方針図

(2) レクリエーション機能からみたみどりの配置方針

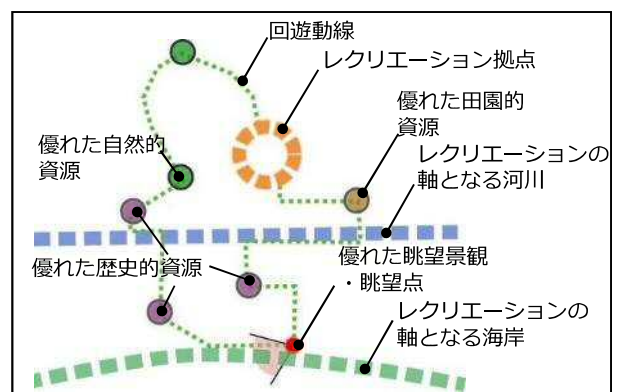
北部丘陵や海岸などの豊かな自然環境は、市民がみどりとふれあうレクリエーション空間として、健康的で心豊かに生活するために重要なものです。また、茅ヶ崎中央公園や県立茅ヶ崎里山公園などの公園では、生物多様性の保全に配慮しながらスポーツや遊びなどの場となるレクリエーションの拠点としての活用を推進します。

日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間が不足している地域では公園・緑地の整備を進めていきます。

さらに、本市の特徴ある歴史・文化資源を活用し、それを知り、楽しむことのできる回遊動線※の充実を図ります。



身近なレクリエーション空間の配置方針概念図



回遊動線の概念図

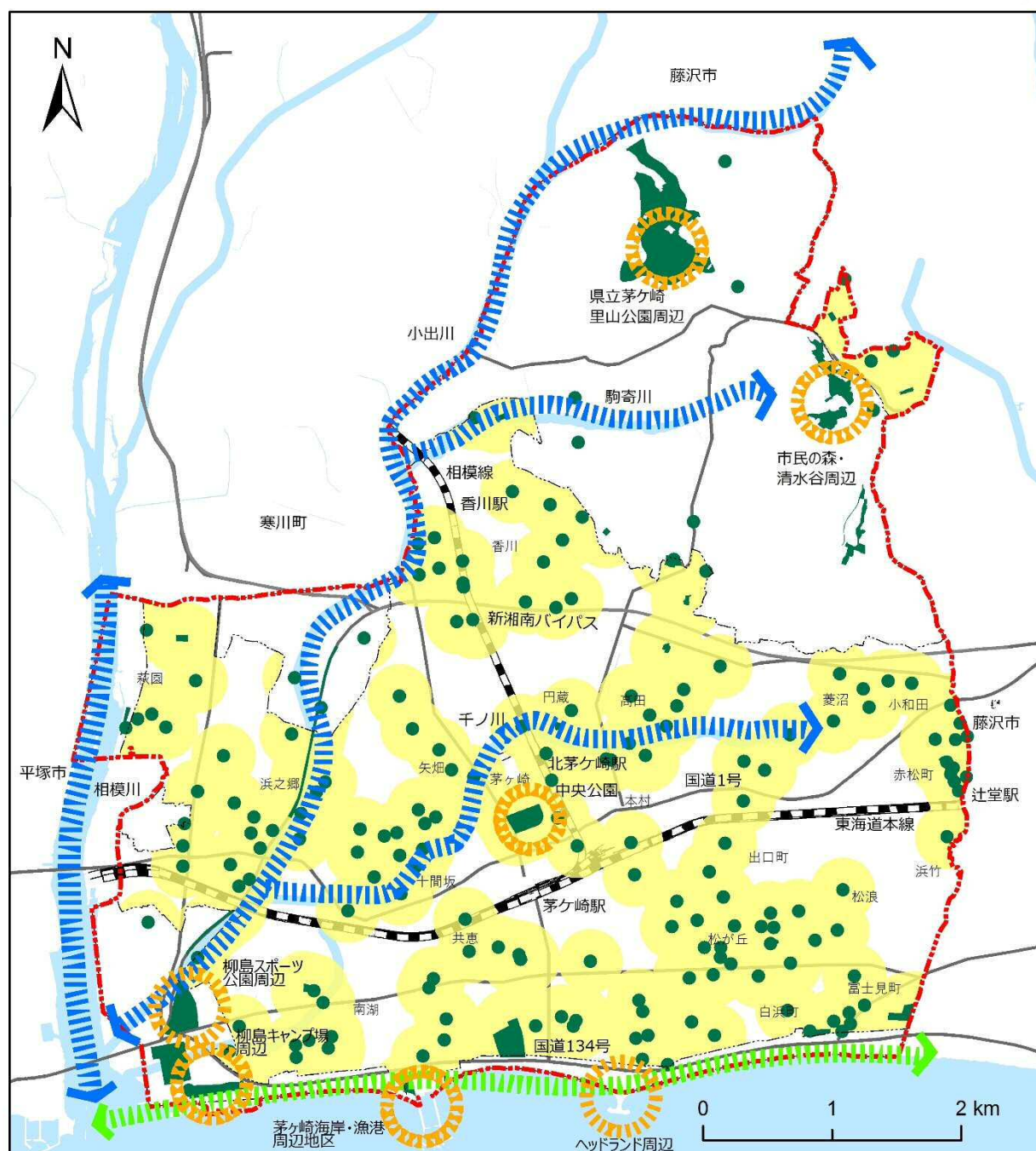
※回遊動線：地域の優れた自然や歴史に関わる様々な見所を徒歩や自転車などで巡り楽しむコースです。

1) レクリエーションの拠点となるみどりの活用

- ・北部丘陵の谷戸や斜面林、海岸などのみどりを保全し、自然とのふれあいの場や環境学習の場の拠点として活用
- ・都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度の利用を検討し、レクリエーションの拠点となるみどりの協働による維持管理や利活用の推進

2) 日々の生活を豊かにする身近なレクリエーション空間の充実

- ・日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園における協働による維持・管理の推進
- ・公園・緑地が求められる地域における身近な公園・緑地等の整備
- ・良好な住環境を創出する公共施設緑地の整備及び民間施設の緑化推進



凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|------------------|
|  | レクリエーションの拠点となる地域 |  | 都市公園・緑地 |
|  | レクリエーションの軸となる河川 |  | 公園・緑地が身近に利用できる地域 |
|  | レクリエーションの軸となる海岸 | | |

レクリエーションからみたみどりの配置方針図

(3) 防災・減災機能からみたみどりの配置方針

みどりには、自然災害や火災などによる被害の緩和・防止や、災害時の一時避難の場としての機能などがあります。本市では、みどりが持つこれらの機能に着目して、みどりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

1) 自然災害の緩和・防止機能の充実

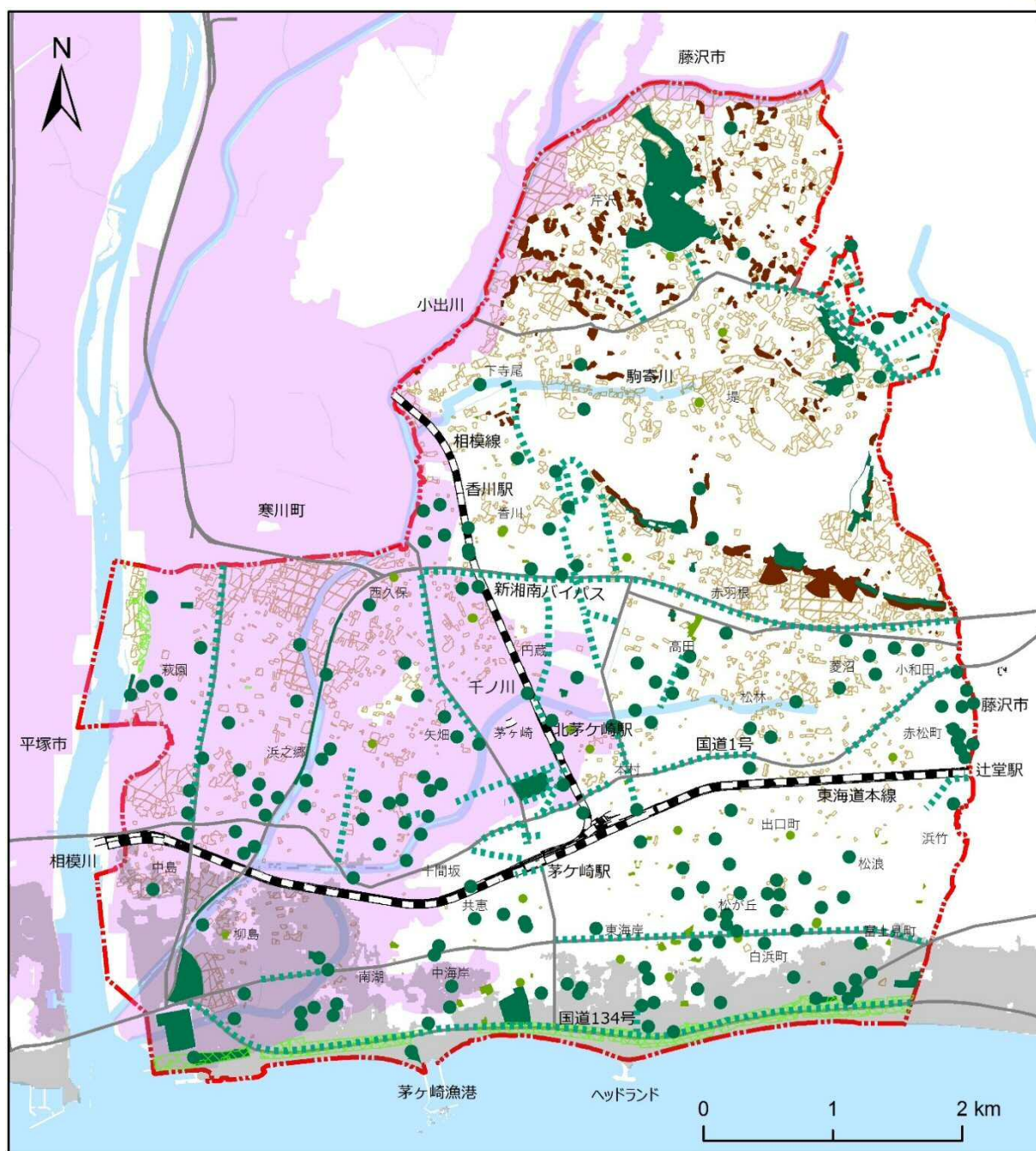
- ・洪水などの自然災害の緩和・防止に寄与する北部丘陵や河川沿いのみどりや遊水機能を有する農地などの保全・再生
- ・潮風や飛砂防備、津波や高潮の緩衝地帯としての役割をもつ湘南海岸砂防林や海浜の保全

2) 延焼火災の緩和機能の確保

- ・延焼防止や延焼遅延機能、一時的な避難場所としての機能を持った緑地の確保
- ・延焼遅延機能を持つ生け垣や街路樹などによる緑化の推進

3) 災害時の活動場所の確保

- ・災害時の一時的な避難場所や復旧活動の拠点となる公園や公共施設緑地の確保



凡例

- | | |
|----------|-----------|
| 土砂災害警戒区域 | 都市公園・緑地 |
| 津波浸水想定区域 | 保安林 |
| 洪水浸水想定区域 | 保存樹木・保存樹林 |
| | 農地 |
| | 街路樹 |

防災・減災からみたみどりの配置方針図

出典：茅ヶ崎市(平成 27 年 10 月)「茅ヶ崎市土砂災害ハザードマップ」

出典：茅ヶ崎市(平成 24 年 6 月)「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」

出典：茅ヶ崎市(平成 20 年 3 月)「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ(小出川・千ノ川・駒寄川および内水版)」

出典：茅ヶ崎市(平成 29 年 12 月)「茅ヶ崎市洪水(想定最大規模降雨 相模川版)・土砂災害ハザードマップ(相模川版)」

(4) 景観形成機能からみたみどりの配置方針

北部丘陵や農地、河川、海岸などのみどりは本市の景観形成に重要なものです。また、旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残す松林などは、他の資源と一体となることで本市の歴史と文化を今に伝えるにとどまらず、これからの個性あるまちなみづくりの重要な資源となります。そのため、これらの景観を形成するみどりの保全・再生を目指します。

また、市民がみどりにふれあう機会を提供し、日常生活空間にうるおいを与えるまちのみどりの創出を推進します。

1) 地域の自然的景観を形成する骨格のみどりの保全・再生

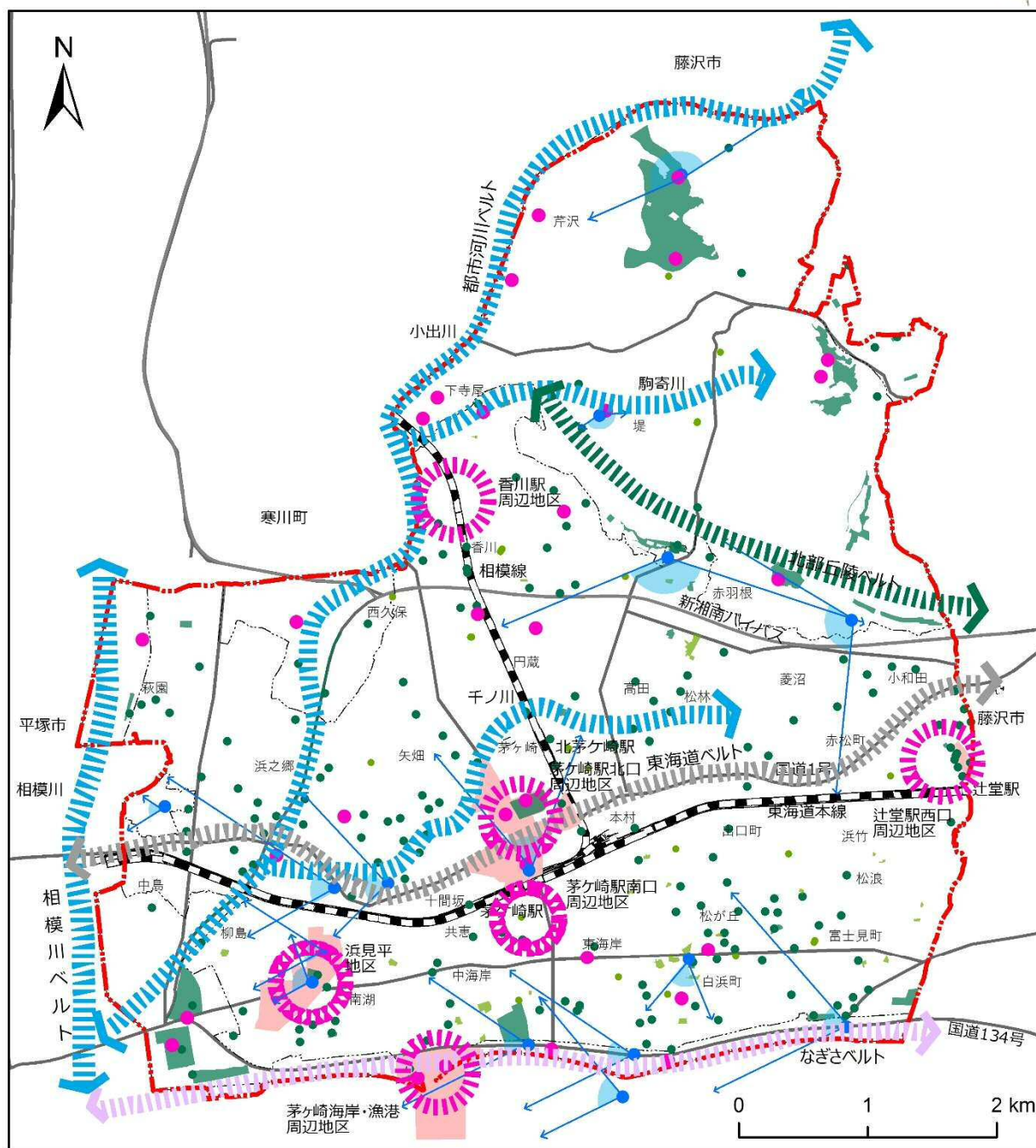
- ・ 北部丘陵の谷戸や斜面林、農地などの保全・再生
- ・ 海岸や河川のみどりの保全・再生
- ・ 優れた眺望景観を構成するみどりの保全・再生

2) 日常生活空間にうるおいを与えるまちのみどりの創出

- ・ 地域の景観形成のモデルとなる公共施設の緑化推進
- ・ 住宅地などの民有地の緑化推進によるうるおいのある景観づくり
- ・ うるおいのあるまちなみ形成のための沿道のみどりの創出

3) 歴史・文化が息づくみどりの保全・再生

- ・ 茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧街道の松並木や社寺などのみどりの保全・再生



凡例

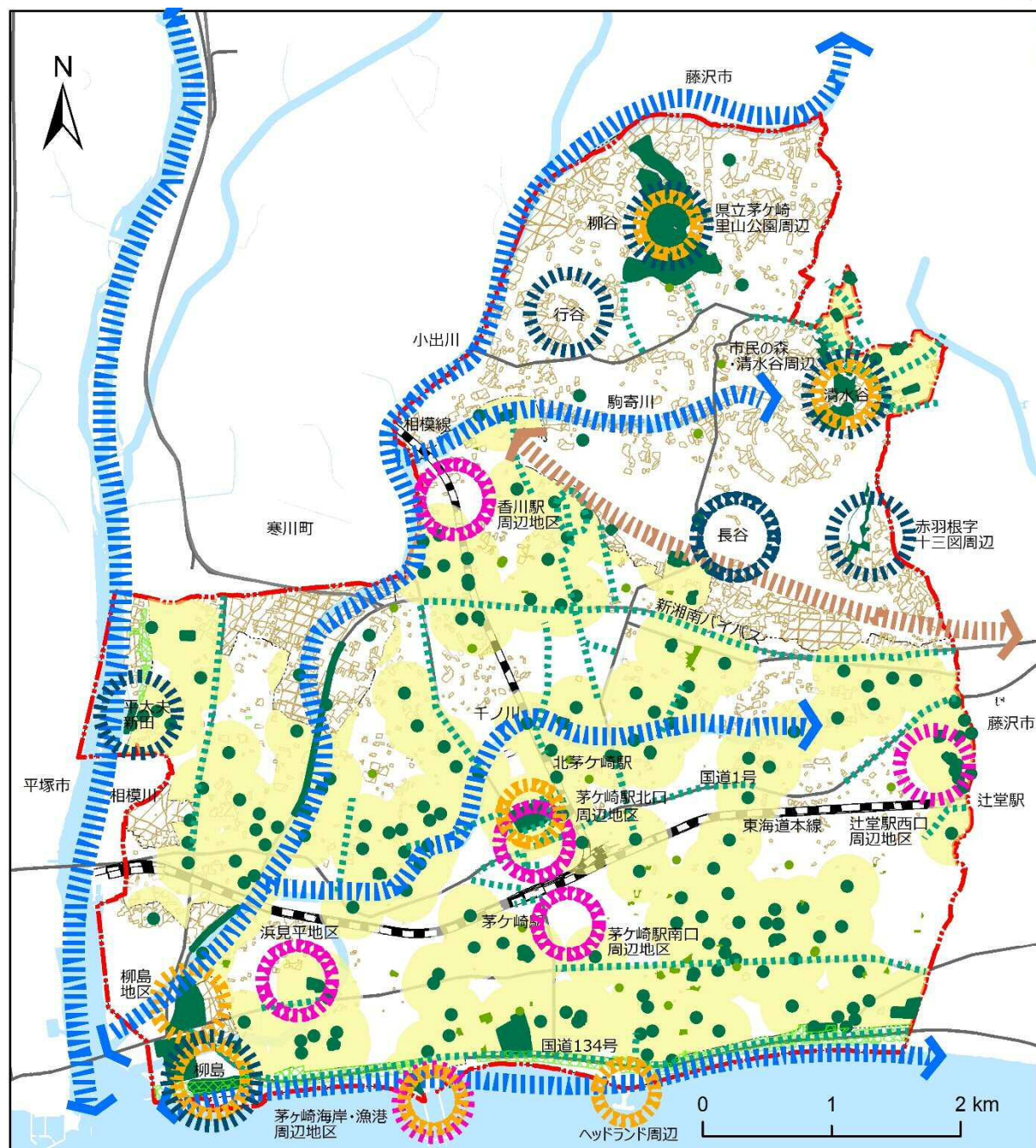
- | | | | |
|--|--------------------|--|-------------|
| | 景観ベルト(北部丘陵ベルト) | | 特別景観まちづくり地区 |
| | 景観ベルト(なぎさベルト) | | 都市公園・緑地 |
| | 景観ベルト(東海道ベルト) | | 保存樹木・樹林 |
| | 景観ベルト(相模川・都市河川ベルト) | | 景観ポイント |
| | 景観拠点 | | 眺望点 |

景観形成からみたみどりの配置方針図

(5) みどりの総合的な配置方針

環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成の各機能を踏まえた総合的な配置方針に基づいてみどりを配置し、本計画の将来像である「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」を実現します。

将来像の実現に際しては、みどりの総合的な配置方針とともに、地域のまちづくりの方向性や土地利用の状況を踏まえ、都市公園等の施設緑地として確保するか、特別緑地保全地区や保存樹林などの地域制緑地として保全するかなどの手法を検討し、地域特性に応じたみどりを確保していきます。



凡例

- 拠点となる生きものの生息・生育空間
- レクリエーションの拠点となる地域
- 景観拠点となる地域
- 陸域の生態系ネットワーク
- 河川・海岸の生態系ネットワーク

- 都市公園・緑地
- 公園・緑地が身近に利用できる地域
- 保存樹木・樹林
- 保安林
- 農地
- 街路樹

みどりの総合的な配置方針図※

※総合的な配置方針図は、立地特性を踏まえた効果的なみどりの保全・再生・創出に取り組むため、4つの機能別の配置方針を総合的に示したものです。

4. 都市公園の整備及び管理方針

施設緑地の中核となる都市公園の配置方針と併せて、整備及び管理の方針を位置づけています。都市公園については機能別の配置方針を踏まえながら、周辺のまちづくりと調和のとれた整備を検討します。また、地域住民が愛着を持ち、親しみのある公園とするために、市民や事業者などとの協働による管理運営を推進します。さらに、都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度を利用し、民間活力を導入した都市公園の整備や管理を検討します。

都市公園の現況値と目標値

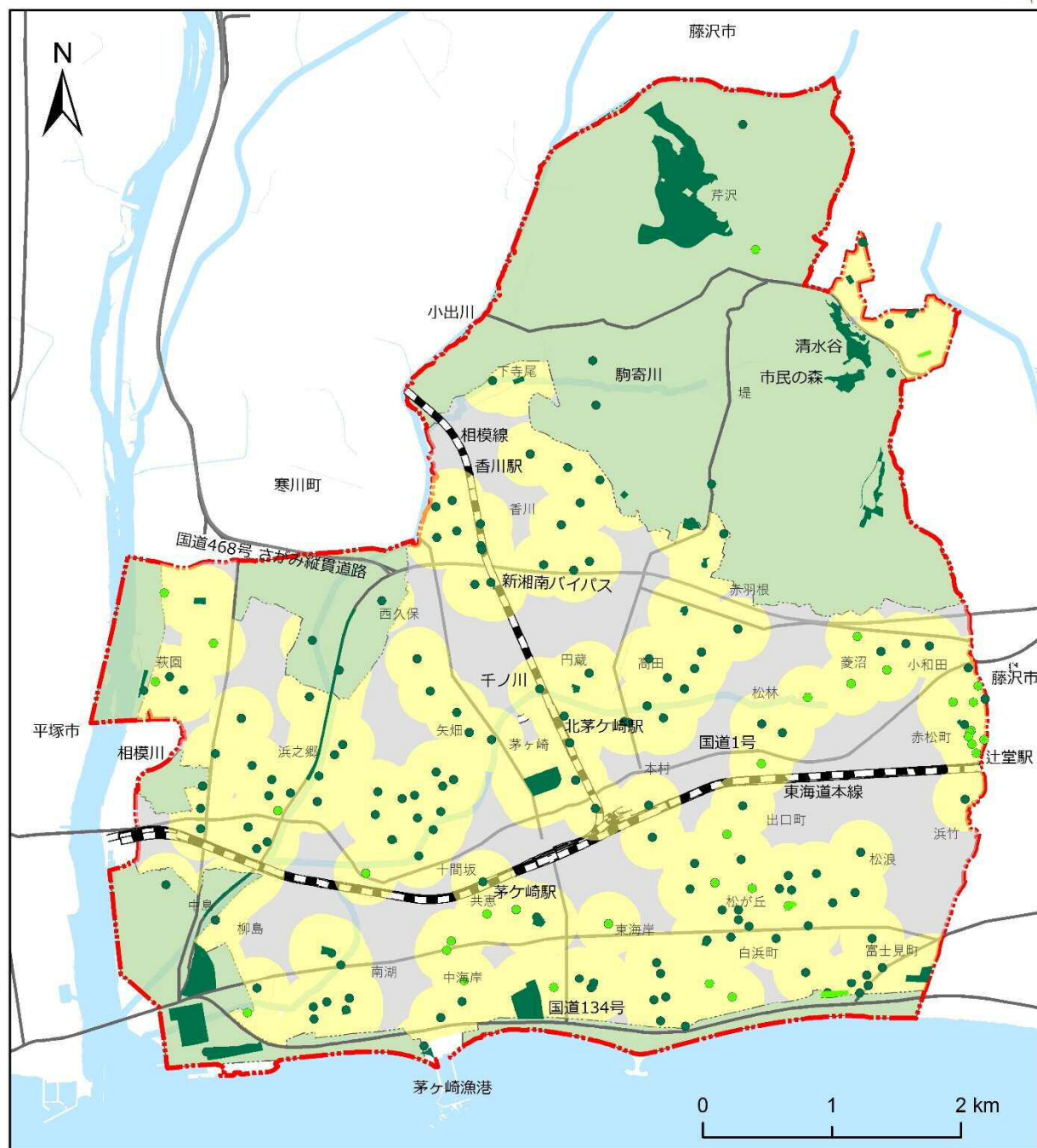
緑地種別	現況値(平成 30 年(2018 年))			目標値(平成 40 年(2028 年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
街区公園	150	15.01	0.62	164	15.48	0.65
近隣公園	5	6.07	0.25	5	6.07	0.26
地区公園	3	16.59	0.69	3	16.59	0.70
運動公園	1	6.47	0.27	1	6.47	0.27
特殊公園	1	0.27	0.01	1	0.27	0.01
広域公園	1	35.21	1.46	1	36.80	1.55
都市林	—	—	—	1	1.67	0.07
都市緑地	13	1.84	0.08	13	1.84	0.08
市民緑地	—	—	—	3	0.09	0.00
計	174	81.46	3.37	192	85.28	3.58

(1) レクリエーション拠点機能を持つ公園

- ・立地特性や自然環境を活かし、みどりとのふれあいや環境学習の場などとして活用します。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
- ・大規模な開発などが行われる地域では、事業計画と連動した公園の整備を促進します。
- ・リニューアルが必要となる場合には、防災機能の強化を検討します。
- ・市民の森を都市林として整備することを目指します。

(2) 身近な公園

- ・身近なレクリエーション空間の充実を図るため、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進します。
- ・公有地化が困難な場合には、借地による整備なども検討します。また、市民緑地(認定)制度の活用を促進します。
- ・既存樹木などを保全し、自然環境に配慮した整備を推進します。
- ・ユニバーサルデザインや防災・減災機能に配慮した公園整備を推進します。
- ・地域の景観に配慮した公園・緑地を整備します。
- ・地域住民の意見を踏まえ、愛着を持てる公園・緑地を検討します。
- ・提供公園の整備にあたっては、開発計画段階に公園計画について事業者と協議を行い、地域に親しまれる公園づくりを促進します。



凡例

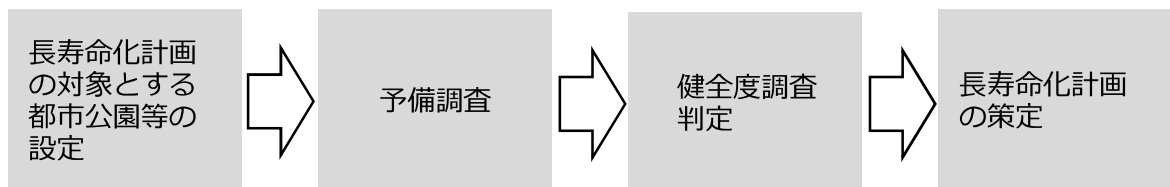
- 都市公園・緑地
- 愛護会のある都市公園・緑地
- 公園・緑地が身近に利用できる地域
- 公園・緑地の整備を推進する地域
- 市域
- 市街化調整区域

都市公園整備方針図

(3) 公園施設長寿命化と計画的な管理の推進

少子高齢化などの社会情勢の変化により公園の利用が変化しているとともに施設の老朽化が進んでいます。また、公園の管理は限られた予算の中で計画的に行うことが求められています。

公園施設を長寿命化し、利活用を推進することは、日々の生活を豊かにするレクリエーション空間の充実させる効果があることから、公園施設の長寿命化を推進するため、公園施設長寿命化計画※の検討と、計画に基づく管理を推進します。



公園長寿命化計画のフロー

※公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

出典：国土交通省公園緑地・景観課(平成24年(2012年))「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」 一部改変

(4) 協働による管理運営の推進

公園における公園愛護会をはじめとした協働による管理運営を支援します。

また、都市公園法や都市緑地法などの関連法令の制度利用を検討し、地域による維持管理や福祉、産業分野と連携した管理や活用の推進を図ります。

さらに、祭りなどの行事や公園愛護会による公園管理などの管理活動を通じた交流は、公園への愛着を深めるとともに、地域コミュニティの醸成に貢献することができることから、自治会や公園愛護会などの既存組織やNPOなどの市民団体による公園利用の活性化や事業者のCSR活動などを推進していきます。



自治会による活動
(北五みんなの広場)



5. その他施設緑地の整備及び管理方針

(1) 公共施設緑地の整備及び管理方針

公共施設緑地は、生物多様性に配慮した緑化を行うとともに、適切な管理を行い地域のモデルとなる緑化を目指します。

公共施設緑地の現況(参考)

(平成30年(2018年)4月1日現在)

緑地種別	現況値(平成30年(2018年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
青少年広場	17	3.74	0.15
未公告公園	8	1.50	0.06
未公告緑地	4	3.67	0.15
その他(市民の森など)	1	1.67	0.07
運動場・グラウンド	4	6.91	0.29
家庭菜園	8	0.87	0.04
その他公共施設緑地	54	19.72	0.82
計	96	38.08	1.58

(2) 民間施設緑地の整備方針

みどりとのふれあいの機会を増やし、日常生活空間にうるおいを与えるうえで重要となる民間施設緑地の維持・確保を目指します。良好な環境の創出を目指し、事業者との協議を行います。

民間施設緑地の現況(参考)

(平成30年(2018年)4月1日現在)

緑地種別	現況値(平成30年(2018年))		
	整備か所	整備面積(ha)	m ² /人
市民農園	47	3.15	0.13
社寺境内地	71	18.02	0.75
ゴルフ場	4	180.20	7.46
計	122	201.37	8.34

